

滋賀県行政経営方針実施計画(平成27年度)の取組状況一覧

※和暦は、年度を表す

* 行政経営方針実施計画のページ番号

取組項目 (担当課(室))	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
経営方針1 開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携						
(1) 効果的な県政情報の発信、積極的な情報公開の推進						
① トップの発信力を活かした県政情報の発信 (広報課)	① 知事定例会見における市町情報コーナーの新設 ② 報道対応のポイントの周知と部局対象の研修の実施	・知事による情報発信力の強化 ・より戦略的な情報発信の推進	知事定例会見を原則毎週開催するとともに、「今月のイチオシ」を月1回設ける。 ・年度初めに、報道対応のポイントを改めて周知する。 ・年度前半に、主に資料提供作成担当者を対象に部局単位で研修を実施する。	議会の定例会議や海外出張の期間を除き、知事定例会見を毎週開催している。また「今月のイチオシ」は月1回の割合で設けている。 ・5月、12月に庁議で報道対応のポイントを改めて周知。 ・教育委員会を含め、全ての部局を対象に6月～8月に研修を実施。 ・12月にはカメラマンの視点から考える報道対応研修を実施。	平成27年度と同様、原則毎週知事定例会見を開催するとともに、「今月のイチオシ」を月1回設ける。 一層の広報マインドの向上を図るため、引き続き効果的な資料提供の方法などについての研修を実施する予定。	1
② 多様な媒体による効果的な広報の展開と職員の広報マインドの向上 (広報課)	① SNSのより効果的な活用による情報発信 ② 「広報マニュアル」の全面改訂とより実践的な広報研修の実施	・県公式ツイッターのフォロワー数 H26(H27.1末現在) 9,644人 → H30末 18,000人 ・県公式フェイスブックページの登録者数 H26(H27.1末現在) 2,500人 → H30末 7,000人 ・広報研修受講者アンケートで、「今後、広報マインドを意識して業務を進めたい」と回答した受講者の割合 80%以上	ツイッター、フェイスブックを活用した情報の発信を行う。 平成30年度末の目標 ツイッターのフォロワー数:18,000人 フェイスブックページの登録者数:7,000人 現行の「広報マニュアル」を改訂し、広報広聴研修を実施する。 ・5月 「広報マニュアル」の改訂 ・8月～9月 ブラッシュアップ研修(広報業務にかかわる職員を対象に研修を実施) ・11月頃 新採職員フォロー研修(新採職員に対する研修)	ツイッター、フェイスブックによる情報発信 ・公式ツイッターのツイート数 981件、フォロワー数 11,490人(3月末現在) ・公式フェイスブックの発信数 416件、登録者数 4,360人(3月末現在) ・5月8日に「広報マニュアル」を全面的に改訂し、周知を図った。 ・9月4日にブラッシュアップ研修(広報業務にかかわる職員を対象の研修)を実施。 ・11月13日に新採職員フォロー研修(新採職員に対する研修)を実施。	引き続きツイッター、フェイスブックを活用して、滋賀県の魅力や防災情報をはじめとする県民が必要とする情報を発信しながら、着実なSNS利用者の増加を図る。 また、新たなSNSの活用を含めた発信手法の見直しを行う。 ・「広報マニュアル」の改訂を引き続き実施予定。 ・ブラッシュアップ研修としては一旦終了し、平成28年度からは滋賀県広報協会主催で、市町職員にも範囲を拡大して実施予定。 ・新規採用職員を対象とした広報広聴研修を引き続き実施予定。	2
③ 施策構築や予算編成過程の透明化の推進 (企画調整課、財政課)	① 施策構築過程の透明化 ② 予算編成過程の透明化	・翌年度に向けた施策構築方針や政策課題協議などの 施策構築過程から基本構想の進行管理までを適切なタイミングで公表することによる透明化の推進 ・予算編成の各過程での公表、公開等の取組の継続、県民等がよりアクセスしやすく、分かりやすい情報提供の検討	継続して下記の具体的な取り組み内容を実施 ・翌年度に向けた施策構築方針の公表 ・施策構築過程における知事と部局長の協議概要の公表 ・市町への情報提供および意見交換の実施 ・基本構想推進のための「実施計画」や「重点施策のあらまし」の公表 ・基本構想進行管理の公表 ・県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映	・基本構想進行管理の公表(前基本構想)(7月22日基本構想審議会で案を報告、9月議会報告) ・平成28年度に向けた施策構築方針の公表(8月4日) ・平成28年度に向けた政策課題協議にあたっては、県民満足度調査結果等を踏まえ施策を検討(8月～10月) ・平成28年度に向けた施策構築等に係る意見交換会(11月6日) ・平成28年度に向けた重点テーマに係る知事と部局長との協議概要の公表(11月8日) ・基本構想および総合戦略推進のための「実施計画」「重点施策のあらまし」の公表(平成28年4月)	下記の取組を実施する。 ・施策構築過程における知事と部局長の協議概要の公表 ・市町への情報提供および意見交換の実施 ・基本構想および総合戦略推進のための「実施計画」や「重点施策のあらまし」の公表 ・基本構想進行管理の公表 ・県民満足度調査等で県民意識の把握に努め、施策展開に反映	4
			継続実施 予算編成システムを活用した公開	・予算の見積額、予算案の公表(報道機関への公表、ホームページに掲載) ・知事査定の一部を公開(テーマを設定し、知事査定の一部を報道機関に公開、その結果概要をホームページに掲載、および知事査定でのやり取りを動画により配信) ・会派議員と知事との政策協議会の公開 ・知事査定の一部を新たに公表(重点項目を中心に査定内容をホームページに掲載) ・予算編成システムを活用した公開(ホームページからアクセスできる仕組み)	平成29年度当初予算編成を通して取組実施 ・予算の見積額(1月予定)、予算案の公表(2月予定) ・知事査定の一部の公開(1月予定) ・会派議員と知事との政策協議会の公開(1月予定) ・知事査定の一部(重点項目)を公表(2月予定) ・予算編成システムを活用した公開(1月、2月予定)	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
<p>④県の魅力や県政情報の積極的な発信</p> <p>（広報課、県民活動生活課県民情報室、情報政策課、商工政策課、観光交流局、食のブランド推進課）</p>	<p>①滋賀・びわ湖ブランドの発信</p> <p>②「情報提供の推進に関する要綱」の見直しおよび積極的な情報提供の推進</p>	<p>・観光入込客数(延べ) H25 4,523 万人 → H30 4,800 万人</p> <p>・情報公開・個人情報保護調整会議の開催、前年度の 情報公開請求制度の運用状況を分析した上で、情報提供推進要綱の対象とすべき情報の庁内での確認の実施(毎年度)</p>	<p>・多様な主体と連携し、滋賀の多彩な魅力を新たな視点で調査するためのリサーチを行うとともに、それらを発信するためのポータルサイトやイベント等を実施する。</p> <p>・各取組を通じて魅力発信を行うとともに、戦略的県外PR事業の活用や首都圏での新たな情報発信拠点の展開を通じて、首都圏中心に県外に向けても積極的に滋賀の魅力を発信する。</p>	<p>・滋賀・びわ湖ブランドネットワークにおいて、滋賀・びわ湖+DESIGNプロジェクトを推進し、ムービー1本、ショートムービー3本、リサーチレポート12本を公開し、首都圏において「MUSUBU SHIGA 空想 MUSEUM @ VACANT」など7イベントを実施した。</p> <p>・ビワイチ観光素材の新規開発(27件)、「おもしろい」キャンペーン推進店の登録(1,401店舗)、「ココール マザーレイク・セレクション2015」の選定(184件の推薦の中から10件を選定)などの取組や戦略的県外PR事業(メディアリリース60本、プレスツアー2回、メディア誘致(テレビ1、雑誌1))を活用し、県内外に向けて本県の魅力発信を行った。</p> <p>・首都圏情報発信拠点の展開として、秋葉原「ちゃばら」に滋賀県コーナーを開設(9月13日)するとともに、近江商人ゆかりの日本橋を中心に新拠点の物件調査を行い、賃借条件等の交渉に着手した。</p> <p>観光入込客数 48,077,999人(1~12月) ※平成28年4月8日速報値</p>	<p>滋賀のブランド力向上に向け、庁内連携をさらに強化し、多様な主体とも連携することで、効果的に滋賀の魅力を発信するとともに、首都圏において新たな情報発信拠点の整備を進める。</p> <p>「情報公開・個人情報保護調整会議」において、各所属に情報共有の推進を呼びかけるとともに、「公共工事における工事または委託に係る設計書」の情報提供の可否について調査・検討を行った。</p> <p>また、現在情報提供している情報のうち今後オープンデータへの取組が可能な情報について、各所属あてに調査を行った。</p>	6
<p>⑤安全・安心に関する情報の提供</p> <p>（防災危機管理局、県民活動生活課、情報政策課、警察本部生活安全企画課）</p>	<p>①「しらしがメール」登録者数の拡大</p> <p>②防犯情報の活用に関する市町への支援</p> <p>③迅速な情報提供</p>	<p>・「しらしがメール」登録者数 H27.1末 43,356人 → H30末 64,000人</p> <p>・県内の全市町において、県が提供する防犯情報(犯罪多発警報、犯罪発生情報等)がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援</p> <p>・犯罪情報等の迅速な発信と、そのための県と警察本部との緊密な連携</p> <p>・新たな防災ポータルサイトの構築(H27)</p>	<p>平成27年度目標「年度末時点での登録者数48,700人」の達成に向けて、既存・新規の広報媒体を利用し、様々な機会を利用してしらしがメールの登録促進を行っていく。</p> <p>県内の全市町において、県が提供する防犯情報(犯罪多発警報、犯罪発生情報等)がタイムリーかつ効果的に活用されるための支援</p> <p>県と警察本部との緊密な連携による最新の防犯情報や犯罪情報等の県民への迅速な発信</p>	<p>○メールの登録者数 47,594人(H27年度末)</p> <p>・庁内関係会議等での啓発(6月~)</p> <p>・ポスター・チラシ配布</p> <p>携帯ショップ(6月)、市町(6月~)、県機関(5月)、各図書館・公民館(5月)、大学(6月)等にも配布</p> <p>・BBC放送による広報</p> <p>「しらしがテレビ」(5月)での啓発</p> <p>・SNSによる広報</p> <p>県のFacebook(4月)での啓発</p> <p>○市町に対する防犯情報活用支援</p> <p>年度の上半期および下半期にそれぞれ、全市町の防犯担当課を訪問し、県や警察から提供を受ける犯罪情報について効果的な活用事例を紹介のうえ積極的な活用を依頼するとともに、警察署や管轄土木事務所との連携協力の依頼を行った。</p> <p>また、住民に対するしらしがメール登録拡大の協力を依頼した。</p> <p>○犯罪多発警報等発令制度の運用</p> <p>・警報発令3回(特殊詐欺3回(うち2回延長あり))</p> <p>・注意報発令5回(車上ねらい1回、ひったくり1回(延長あり)、特殊詐欺2回(延長あり)、痴漢等1回)</p> <p>○犯罪発生情報の提供</p> <p>毎月、市町を含む「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議構成団体(92団体)に、犯罪発生状況の情報提供を行った。</p> <p>また、「しらしがメール(けいたくん防犯情報)」により110件の防犯情報を発信した。(特殊詐欺90件、ひったくり12件、車上ねらい3件、路上強盗1件、痴漢等1件、置き引き1件、自動販売機ねらい1件、器物損壊1件)</p> <p>○痴漢、声かけ、つきまといなどの発生情報を、逐次、警察本部HP上の犯罪発生マップに掲載した。</p>	<p>引き続き、様々な機会を利用した広報啓発を実施するほか、県政モニターアンケート等の機会に利用者へのアンケートを実施し、配信情報の見直しなど、今後のサービス向上を目指す。</p> <p>○市町に対する防犯情報活用支援</p> <p>全市町の防犯担当課に対し、訪問や会議の機会を捉え、犯罪情報の積極的な活用に関する効果的な活用事例を紹介するなど支援を行うとともに、関係機関との一層の連携について協力依頼を行う。</p> <p>○犯罪多発警報等発令制度の迅速な運用</p> <p>引き続き、県と警察本部が緊密に連携し、特に子ども、女性、高齢者等を犯罪から守るため、犯罪多発警報等発令制度の迅速な運用に努め、必要な情報提供や周知および被害防止を目的とした啓発を行う。</p> <p>○犯罪発生情報の提供</p> <p>引き続き、県と警察本部が協力し、市町等に対する最新の犯罪発生状況の情報提供、「しらしがメール」を活用したタイムリーな防犯情報発信、不審者情報やひったくりなど対象犯罪発生後における犯罪発生マップへの発生地点や概要等の迅速な掲載、犯罪分析結果を踏まえた防犯対策や啓発のポイントについて広報啓発を行う。</p>	8

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	④新たな防災ポータルサイトの構築		11月頃を目標に次期滋賀県防災情報システム、新たな防災ポータルサイトの整備を行う。 平成28年2月頃を目標に県職員・防災関係機関職員への次期防災情報システムの操作説明・教育訓練を完了し、本格運用を開始する。これに合わせて、新たな防災ポータルサイトを公開する。	平成28年3月末 防災ポータルサイト構築完了	・安全安心に関する情報を継続して提供できるようにサイトの安定的な運用を図る。	
⑥オープンデータ化の推進 (県民活動生活課県民情報室、情報政策課、統計課)	①庁内推進体制の整備	オープンデータ化率※ H26 0% → H30 100%	庁内関係部署による調整機関を設置し、オープンデータ化ルールの整備と周知を図る。	・庁内オープンデータ推進連絡調整会議を立ち上げ、オープンデータ化の推進体制と取組方針を決定した。 ・オープンデータの要件(二次利用可、コンピュータ判読可)を定めた。 ・「オープンデータ利用規約」を定め、県公式HP上で公表した。	引き続き、庁内オープンデータ推進連絡調整会議を取組の中核として、保有情報のオープンデータ化を図る。	10
	②保有情報のオープンデータ化	※オープンデータとして公開する必要性またはニーズが認められる情報・データのうち、二次利用が可能な形で公開されているものの比率	対象となるデータ等の調査、および可能な範囲から順次オープンデータ化を進める。	・県ホームページで公開済みの各種統計データ、「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく提供情報について、二次利用の可否および提供可能なファイル形式を把握した。 ・オープンデータカタログサイトを県公式HP上に開設し、25項目のオープンデータを公開した。	・開設済みのオープンデータカタログを維持管理する。 ・2次利用が可能なデータを順次、機械判読が容易なExcelやテキスト形式等で公開し、オープンデータカタログの拡充を図る。	
	③オープンデータ利活用促進		県行政情報のオープンデータ化に対する利活用ニーズの調査、掘り起こしを行う。	6月に、県内の企業、大学および市町が参画する「滋賀県地域情報化推進会議」の構成団体に対して、県域におけるオープンデータのニーズおよびシーズを把握する調査を実施するとともに、同会議の「ICT利活用検討部会」において県域内のオープンデータの推進方針について研究を行った。	引き続き、滋賀県地域情報化推進会議のICT利活用検討部会において、オープンデータの推進方針について調査・研究を進めていく。 また、県内大学等と連携したデータ利活用推進施策の検討・実施を行っていく。	
⑦多面的な財政情報の提供 (財政課、税政課)	①新たな統一基準に基づく財務書類の整備	・新たな統一基準に基づく財務書類の整備 → 国のスケジュールに歩調を合わせ、H29年度から実施 ・分かりやすく学べるテキスト等の作成 → 課題等の整理を含めた検討を行い、H28に作成	・国の基準やマニュアル等の分析、体制等の検討 ・課題の整理と実施体制等の検討	・H27.6月から、事業用やインフラの資産を所管する所属と、固定資産台帳整備のための意見調整を実施 ・固定資産台帳整備のための資産評価マニュアルを作成した。 ・H27.6月末に標準ソフトウェアの概要が示されたことから、必要な機器やデータ形式について検討。 ・H28年度の機器調達に向け、仕様書を作成した。	・公会計システムの機器整備、標準ソフトウェアのセットアップ作業を上半期に完了する。 ・固定資産台帳のための基礎データの作成に着手する。 ・会計士事務所や監査法人に公会計制度に関するアドバイザー業務を委託し、複式仕訳の円滑な導入を目指す。	12
	②分かりやすく学べるテキスト等の作成		学校現場での活用を見据え、関係部局間で調整(内容の骨格検討、庁内調整等)	他部署や関連団体が作成する類似の副読本が多くあるため、情報収集を行うとともに、実際に学校の授業で活用できるものとなるよう、テキスト骨子の素案を作成し、現職教員や学校長の意見を聴取した。	教育職員の意見を適宜聴取しながら、各校種を対象とした予算に関するテキストを完成させ、配布する。	
(2) 県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映						
①県民とのきめ細かな対話の実践 ②県民の声の施策への一層の反映 (広報課)	①各種広聴事業の実施	・「こんにちは!三日月です」の開催 H26 年10回 → H30 年18回 ・県政モニターアンケートの実施 H26 年12回 → 継続実施(毎年度12回)	通年で計画的に各広聴事業を実施する。 ・県民と知事の直接対話事業(「こんにちは!三日月です」) 年12回開催 ・「県政世論調査」 6月に調査実施、10月に調査集計結果公表 ・「県政モニター制度」モニターアンケート調査 年12回実施 ・「知事への手紙」 随時受付	・県民と知事の直接対話事業(「こんにちは!三日月です」)を12回開催。 ・「第48回県政世論調査」を6月2日～26日に実施、7月27日に県政世論調査単純集計結果速報を公表、10月6日に県政世論調査結果を公表。 ・「県政モニター制度」モニターアンケート調査を22回実施。 ・「知事への手紙」1,170通を受付。	・県民と知事の直接対話事業(「こんにちは!三日月です」)を14回開催する。 ・「県政世論調査」の集計結果をとりまとめ10月に公表する。 ・「県政モニター制度」モニターアンケート調査を5月～2月に毎月実施する。 ・「知事への手紙」を引き続き随時受け付ける。	14
	②「県民と知事との県政テレビ対話事業」の実施		上半期および下半期に各1回、テレビ対話番組を制作放送する。	1回目は、「人口減少社会」を対話テーマに、7月5日(日)19時から1時間番組をびわ湖放送で生放送した。 2回目は、「エネルギーの未来」を、対話テーマに10月12日(月・祝)18時57分から1時間番組をびわ湖放送で生放送した。	県政の重要課題を対話テーマに、引き続き生放送のテレビ対話番組を実施するとともに、視聴機会の拡大のため、番組の再放送を行う。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	<p>③県民の声の聴取機会の充実</p> <p>④より実践的な広聴研修の実施</p>		<p>・「県政どこでもトーク」・「出前講座」を活用しやすくするよう、講座案内方法等の改善を図る。</p> <p>・下半期に「県政モニタートーク」を開催する。</p> <p>・5月に広報広聴連絡員会議において広報・広聴活動の説明を実施する。</p> <p>・8月～9月にブラッシュアップ研修において広報広聴基礎講座を実施する。</p> <p>・11月頃に新規採用職員フォロー研修において広報・広聴研修を実施する。</p>	<p>・「県政どこでもトーク」・「出前講座」メニューのホームページ掲載を、テーマ別一覧表に加え対象者別一覧表を掲載し活用しやすい講座案内とした。</p> <p>・「県政モニタートーク」を、「知事就任後1年間の取組について」をテーマに10月17日に、「公共施設等マネジメント基本方針(原案)」についてをテーマに12月6日にそれぞれ開催。</p> <p>・5月8日に広報広聴連絡員会議を開催し、庁内各部署連絡員を対象に広報・広聴活動のポイント等の説明を実施。</p> <p>・9月4日にブラッシュアップ研修(広報・広聴基礎講座)を実施。</p> <p>・11月13日に新規採用職員フォロー研修において広報・広聴研修を実施。</p>	<p>・県民と職員が直接対話する機会の充実を図る。</p> <p>・「県政モニタートーク」を2回開催する。</p> <p>・広報広聴連絡員会議において広報・広聴活動の説明を実施する。</p> <p>・新規採用職員フォロー研修において広報・広聴研修を実施する。</p>	
<p>③県民政策コメント制度の活用推進</p> <p>(行政経営企画室)</p>	<p>①関係者等への周知</p> <p>②あらゆる広報媒体等の活用</p> <p>③分かりやすい資料の作成</p> <p>④実施予定案件名等の事前公表</p> <p>⑤実施案件周知の取組状況の公表</p>	<p>・実施案件のより一層分かりやすく効果的な周知徹底</p>	<p>①実施案件の周知を徹底するとともに、その状況等について各所属へ報告を求める。</p> <p>②実施案件ごとに取組状況等を整理した一覧を公表する。</p> <p>①あらゆる広報媒体等の活用を徹底するとともに、その状況等について各所属へ報告を求める。</p> <p>②実施案件ごとに取組状況等を整理した一覧を公表する。</p> <p>分かりやすい資料の作成を徹底するとともに、各所属に対し、公表資料の提出を求める。</p> <p>4月に、実施予定案件名や実施予定時期をとりまとめ、県ホームページにて事前公表する。</p> <p>①実施案件の周知を徹底するとともに、意見提出件数や案件周知の取組状況等について各所属へ報告を求める。</p> <p>②実施案件ごとに意見提出件数や案件周知の取組状況等を整理した一覧を公表する。</p>	<p>・実施案件に係る関係者等への周知を徹底し、案件ごとの取組状況をとりまとめ、年度末に公表した。</p> <p>・実施案件に係るあらゆる広報媒体等の活用を徹底し、案件ごとの取組状況をとりまとめ、公表した。</p> <p>・分かりやすい資料の作成を徹底し、公表資料の収集整理を行った。</p> <p>・実施予定案件名や実施予定時期をとりまとめ、県ホームページにて事前公表した。実施予定案件に追加等があった場合は、県ホームページにて公表した。</p> <p>・実施案件の周知を徹底し、意見提出件数や案件周知の取組状況等についてとりまとめ、年度末に公表した。</p>	<p>・引き続き、実施案件の周知を徹底するとともに、実施案件ごとに取組状況等を整理した一覧を公表する。</p> <p>・引き続き、あらゆる広報媒体等の活用を徹底するとともに、実施案件ごとに取組状況等を整理した一覧を公表する。</p> <p>・引き続き、分かりやすい資料の作成を徹底するとともに、公表資料の収集整理を行う。</p> <p>・4月に、実施予定案件名や実施予定時期をとりまとめ、県ホームページにて事前公表する。実施予定案件に追加等があった場合は、県ホームページにて公表する。</p> <p>・引き続き、実施案件の周知を徹底するとともに、意見提出件数や案件周知の取組状況等を整理した一覧を公表する。</p>	16
(3) 多様な主体との協働・連携の推進						
<p>①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定・運用</p> <p>(県民活動生活課)</p>	<p>①「(仮称)協働推進ガイドライン」の策定</p>	<p>・多様な主体との協働事業数 H26 124事業 → H30 200事業</p>	<p>「県民協働の推進に関する研究会」等における検討を踏まえ、「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定する。</p>	<p>・7月～10月に「県民協働の推進に関する研究会」を5回実施し、庁内における協働推進体制等について意見交換を実施。また、10月に「県民協働の推進に関する研究会報告書」を知事に提出。</p> <p>・8月～1月に「(仮称)滋賀県協働推進ガイドライン」(案)について、市町、関係者・団体との意見交換、意見照会を実施。また、12月～1月に県民政策コメントを実施。</p> <p>・3月に「滋賀県協働推進ガイドライン」を策定。</p>	<p>「滋賀県協働推進ガイドライン」に基づき、協働プラットフォーム、協働事業総点検、情報の共有化のためのシステムづくり等の具体的な施策・取組を実施する。</p>	18

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	②「(仮称)協働推進ガイドライン」の運用		「県民協働の推進に関する研究会」等における検討を踏まえ、「(仮称)協働推進ガイドライン」を策定するとともにその効果的な運用に向けた検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・7月～10月に「県民協働の推進に関する研究会」を5回実施し、庁内における協働推進体制等について意見交換を実施。また、10月に「県民協働の推進に関する研究会報告書」を知事に提出。 ・8月～1月に「(仮称)滋賀県協働推進ガイドライン」(案)について、市町、関係者・団体との意見交換、意見照会を実施。また、12月～1月に県民政策コメントを実施。 ・3月に「滋賀県協働推進ガイドライン」を策定。 	「滋賀県協働推進ガイドライン」に基づき、協働プラットフォーム、協働事業総点検、情報の共有化のためのシステムづくり等の具体的な施策・取組を実施する。	
②民間との協働に関する提案募集・相談窓口等の運用 (県民活動生活課)	民間との協働に関する提案募集・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進主管課において協働に関する提案・相談を受け付けた件数(年間) H26 4件 → H30 20件 	より多くの協働に関する提案・相談が寄せられるよう、関係機関との効果的な連携による相談窓口の周知に努める。	民間との協働に関する提案・相談募集チラシを6月に県立施設や市町、中間支援組織を經由して配布した。また、経済団体連合会との意見交換会や淡海フィランソピーネット(滋賀県社会福祉協議会)を通じた呼びかけを行った結果、H28年3月までに17件の協働に関する提案・相談を受け付けた。	引き続き、関係機関との連携による相談窓口の周知に努めるとともに、協働プラットフォームや協働提案制度の活用等により、民間からの協働に関する提案・相談の促進を図る。	19
③協働型県政を支える人材の育成 (県民活動生活課)	①主査級職員向けの協働に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・主査級職員研修受講者に対するアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合 80%以上 	政策研修センターの実施する主査級職員研修に「多様な主体との協働」のカリキュラムを設け、協働の基本的な考え方やそのメリット等について学ぶ研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年7月15日、16日の主査級研修において「多様な主体との協働」(各日3時間)を実施。 ・研修後のアンケートにおいて「今後、自らも協働事業に携わりたい」と回答した受講者の割合は、目標の「80%以上」に対し、83%であった。 	平成28年度以降も階層別職員研修を継続し、協働に係る職員の意識改革を図っていく。	
	②課題解決型協働推進講座の実施		自治体職員と協働の相手方が共に参加する「課題解決型協働推進講座」を年度後半に実施する。	平成28年3月22日に「課題解決型協働推進講座」(協働コラボセミナー)を実施。(参加者23名)	平成28年度以降も本講座を継続し、協働に係る職員の意識改革を図っていく。	20
	③協働推進セミナー(ブラッシュアップセミナー)の実施		官民協働の現場を見学し、自治体とNPO法人が連携・協働しながら地域解決の課題にあたる事例を学ぶブラッシュアップ研修「協働を進めるための基礎講座～協働の現場から事例を学ぶ「協働推進セミナー」～」を実施する。	平成27年10月8日にブラッシュアップ研修「協働を進めるための基礎講座～協働の現場から事例を学ぶ「協働推進セミナー」～」を実施。(参加者23名)	平成28年度以降も本研修を継続し、協働に係る職員の意識改革を図っていく。	
④企業および大学との積極的な連携 (私学・大学振興課、県民活動生活課)	①企業との包括的連携協定の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等との包括的連携協定締結数 毎年度1件以上 ・協定締結済の企業等との定期的な意見交換等による相互連携や協働の取組の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との包括的連携協定の締結1件以上を目標に協定締結先の拡充を図る。 併せて、協定締結済企業との定期的な意見交換等を行うことにより両者の相互連携や協働による取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月15日 コクヨS&T(株)と包括的連携協定を締結 平成27年11月10日 (株)日本旅行と包括的連携協定を締結 平成27年12月18日 大塚製薬(株)と包括的連携協定を締結 	今後も、企業からの包括的連携協定に係る申出を積極的に受け付けるなどにより、協定締結先の拡充に向けた調整を行っていく。	
	②大学との連携の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・環びわ湖大学・地域コンソーシアムにおいて、大学連携政策研究事業「人口減少を見据えた大学と地域との連携のあり方調査研究事業」に取り組み、学生自身の意見も踏まえながら、その成果を「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」にも反映させる。 ・びわこ成蹊スポーツ大学との包括連携協定締結を進めるとともに、新たな包括連携協定の締結を積極的に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学連携政策研究事業は、3回の研究会および学生との座談会を実施し、12月に「人口減少を見据えた大学と地域との連携のあり方調査報告書」をとりまとめた。 ・新たに3大学(平成27年4月9日 びわこ成蹊スポーツ大学、10月27日 龍谷大学、平成28年3月28日 滋賀大学)との包括連携協定を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学コンソーシアムと連携し、おうみ学生未来塾(インターユニバーシティキャンパス)や委託事業等を通じて、大学と市町、経済団体等とのつながりの強化と、学生の力を活かした地域活性化の促進を図る。 ・地方創生・若者定着に向けて、COC+における大学および産業界との連携の枠組みを活かし、商工観光労働部との連携をとりながら、積極的に事業の推進に取り組む。 ・包括連携協定締結済みの大学との取組について着実に実績が積みあがるよう進行管理を行うとともに、包括連携協定未締結の大学との連携の可能性を探り、新たな包括連携協定の締結に努める。 	21

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
⑤多様な主体が活動しやすい基盤の整備 （県民活動生活課）	①NPO法人の認定取得促進と寄附文化の醸成の推進	・認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数 H25 10法人 → H30 35法人 ・事業報告書等をホームページで公表している法人の割合 H25 87.3% → H30 95%	法人向けセミナー・相談会等の開催、公開シンポジウムの開催 県民活動の推進に関する研究会の設置	・法人向けセミナー・相談会等の開催について 11月25日に法人向けセミナーを開催（淡海ネットワークセンターと共催）し、認定等の取得促進にもつなげるNPO法人会計基準について説明。また、4月末に全NPO法人に対し相談会の開催を通知し、相談の利用を促した。 認定・仮認定・条例個別指定を受けたNPO法人数（平成28年3月末日現在）：18法人 ・公開シンポジウムの開催 11月22日に開催した（内閣府、淡海ネットワークセンターと共催）。平成27年5月に設置した「県民協働の推進に関する研究会」の報告も踏まえ、県民の県政参加や多様な主体との協働を推進することを目的とした。 ・「県民協働の推進に関する研究会」の設置 平成27年7月に「県民協働の推進に関する研究会」を設置し、計6回開催した。（7月9日、8月4日、8月31日、9月29日、10月7日、3月28日）	・法人向け説明会や相談会等を開催することで、NPO法人の認定等取得を促進する。 ・HP「協働ネットしが」の運用改善等により認定NPO法人等に関する情報提供の充実を図り、県民のNPO活動への寄附を促進する。	
	②マネジメント人材等の育成と多様な主体のマッチングの促進		（仮称）滋賀県市民活動活性化研究会の設置	平成27年7月に「県民協働の推進に関する研究会」の設置し、計6回の研究会を開催した。 協働による県政を一層推進するために県が取り組む事項（専門人材の育成やマッチングの機会を確保するための機関の設置等）について検討を行い、10月には報告書が知事に提出された。	研究会からの報告書等を踏まえて策定した滋賀県協働推進ガイドラインに基づき、中間支援組織の機能強化への支援に取り組む。	
	③NPOに関する情報提供の充実と信頼を毀損するNPO法人に対する改善指導		「協働ネットしが」の運用改善 信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等	・「協働ネットしが」の運用改善について NPO法人データベースを整備し情報発信機能の強化を図ることを目的に、「協働ネットしが」のホームページの再構築を検討した結果、平成28年度に外部ウェブサイト 新しい「協働ネットしが」HPを開設することとなった。 ・信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等について 事業報告書を提出しないNPO法人を中心に改善の指導を実施。3法人について設立認証の取消しを行った。	・「協働ネットしが」の運用改善について 外部ウェブサイト 新しい「協働ネットしが」HPを開設する。 【スケジュール】 4月～7月：調達準備（仕様書、契約書、積算の作成）。情報システム調達審査会 7月：入札執行。入札。 平成29年1月：新「協働ネットしが」HP開設 ・信頼を毀損するNPO法人の設立認証の取消し等 信頼を毀損する疑いのあるNPO法人に対して改善の指導を行う。	22
	④淡海ネットワークセンターによる支援		地域創造人材の育成、市民ファンドによる助成、情報誌の発行（年4回）等	地域の課題解決に取り組む人材を養成する「おうみ未来塾」（第13期生、2年目）を運営し、12月には卒業式を開催した。また、平成28年6月の開校する第14期塾生の募集にあたり、説明会を開催した。 「未来ファンドおうみ」については、20団体への助成事業を実施した。 情報交流誌「おうみネット」については、6月15日、9月1日、12月1日および3月1日に計4回発行した。	4月には地域課題に取り組む人材を養成する「おうみ未来塾」（第14期生）の募集を行い、面談会の結果をもとに選考する。また、6月に入塾式を行い、各地でフィールドワークを中心に概ね月1回の講義として基礎実践コースを開講する。 「未来ファンドおうみ」については、21事業への助成事業、2事業への表彰事業を実施する。 情報交流誌「おうみネット」については、年4回発行する。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
経営方針2 地方分権のさらなる推進						
(1) 国への提案活動の推進						
①国への提案募集方式・手挙げ方式への対応 (企画調整課)	①「提案募集方式」を活用した権限移譲等の提案 ②「手挙げ方式」による権限移譲等の受入検討	・国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等による本県の自主性・自立性の向上	今年度においても「提案募集方式」を活用し、国からの権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等の提案を行う。	春の政策提案における提案案件のうち、事務権限の移譲および規制緩和に関する事項を選定し、本県からは次の2件の提案を行い、結果は以下のとおりであった。 ・児童相談所における児童福祉司の職員配置基準の見直し →実現に向けて検討 ・訪問看護ステーションのサービス提供に対する診療報酬の見直し →対応が困難	毎年度、「提案募集方式」を活用し、提案する案件の実現に向けて、国との折衝等対応していく。	24
②国への積極的な政策提案の実施 (企画調整課)	国への政策提案活動の実施	・国への政策提案の実施 年2回(春・秋)	提案活動の実施	・平成27年6月18日に春の政府への提案活動を実施した。 ・平成27年11月24日、25日に秋の政府への提案・要望活動を実施した。 ・平成28年1月14日に両副知事による予算配分等の要望を実施した。 ・上記とは別に各部署においても、随時提案・要望活動を実施した。	本県の取組や実情を踏まえ、具体的な制度の創設・改正等を求めていく政策提案・要望活動等を春と秋に実施するとともに、必要な場合には時期を失しないよう緊急提言・要望等を行う。	25
③地方分権改革に係る情報発信 (企画調整課、広域連携推進室、行政経営企画室)	①県ホームページ等への情報掲載等 ②県・市町職員等間の情報交換・ネットワーク化	・地方分権改革に係る市町との意見交換の実施 年3回以上	地方分権改革の情勢や関西広域連合の取組について、引き続き県ホームページに掲載する。 「市町・県推進会議」の開催などにより、県と市町職員等間の情報交換・ネットワーク化を図る。	・地方分権改革の情勢や関西広域連合の取組について県ホームページに掲載した。 ・「事務権限の移譲に関する担当課長会議」(市町・県との権限移譲担当部署による会議)を4回開催した(6月、7月、9月、1月)。 ・「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議(市町・県の地方分権担当部課長等による会議)を1回開催した(2月)。 ・これらの場で、権限移譲、事務の共同化等についての取組や地方分権改革の動向についての情報共有等を行った。	・地方分権改革の情勢や関西広域連合の取組について県ホームページに掲載する。 ・今後も市町と県との意見交換の実施などに努める。	26
(2) 広域連携の推進						
①関西広域連合の効果的な活用 (企画調整課広域連携推進室)	関西広域連合を活かした広域的取組の推進	・地方分権推進の視点から本県における広域的課題の検討を実施(H27目途) ・第3期広域計画(H29～)等に本県の考え方を反映させ、地方分権改革を推進	引き続き、第2期広域計画(平成26～28年度)の本県の県益を踏まえた取組を推進するとともに、第3期広域計画(平成29～31年度)などに本県の考え方を反映させるため、本県における広域的課題の検討を進める。	第2期広域計画(H26～H28)に基づき、平成27年4月28日には京滋ドクターヘリの運航がはじまり、滋賀県全域を30分でカバーできる体制が整い、3月末日時点で出勤実績は391回となった。また、広域的ニホンジカ被害対策は、広域連合管内で比良山系はじめ3地区において捕獲計画を作成し、来年度からは実証実験を実施する予定である。 さらに、平成26年7月に設置された琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会において、今年度は利水、環境面において議論を重ね、統合的な流域管理の可能性等を探るなど、研究会提言(素案)の取りまとめ中であり(9回開催)、来年度8月に研究会提言を取りまとめる予定である。	関西広域連合の広域計画(H26～28年度)に基づき、防災・減災プランに基づく訓練、ドクターヘリの安定運航および獣害対策などの環境保全施策、さらには、琵琶湖・淀川流域対策等の具体化を着実に進めるため、関係部局等の調整等を行い、施策を推進する。 また、次期広域計画(H29～31年度)や関西創生戦略に本県の考え方を反映できるよう、本県における広域的課題を広域行政推進会議で検討する。	27

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
②中部圏・北陸圏との連携の推進 （企画調整課広域連携推進室）	「広域連携推進の指針」の改定および指針に基づく施策の推進	・「広域連携推進の指針」の改定（H27前半） ・近畿、中部、北陸の各圏域の結節点という本県の地の利を十分活かすための中部圏・北陸圏における効果的な広域連携の推進を行う。	広域行政推進会議（庁内会議）での課題検討・施策化を引き続き進める。 平成27年度前半までに「広域連携推進の指針」の改定を行う。 「広域連携推進のための戦略検討調査」や日本まんなか共和国での取組の検証により、指針に基づく施策の推進を行う。	平成27年6月に「広域連携推進の指針」を改定し、その内容に沿った具体的な取組を各部署において検討・実施し、平成28年1月には、広域行政推進会議において庁内の取組状況を共有した。 また、「広域連携推進のための戦略検討調査」での提案内容を踏まえ、（公財）中部圏社会経済研究所との共同研究により、「広域観光によるインバウンド拡大」および「インターンシップ受け入れ体制の充実」について、11月に報告書を取りまとめた。 さらに、福井、三重、岐阜との4県企画担当課長会議（6月、11月）の開催などにより、中部圏・北陸圏との広域連携に向けた事業の掘り起こしなど、議論を進めることができた。	「広域連携推進の指針」（H27～30年度）に沿って、中部圏・北陸圏との連携施策の具体化を進めるため、広域行政推進会議での議論を通じ、情報共有を図り、関係部署等の広域連携施策を推進する。 また、日本まんなか共和国の取組である四県連携事業を進めるにあたって、定期的に開催する4県企画担当課長会議をプラットフォームにして各分野の取組を推進する。	28
(3) 市町との連携の推進						
①市町との連携を通じた地域課題への対応 （市町振興課）	市町との積極的な対話と県・市町連携による効果的な施策の展開	・小規模自治体への配慮や市町間連携による地域課題対応の支援 ・自治振興交付金 人口減少社会対応市町提案事業 H26 0市町 → 毎年度19市町が実施	○ 市町と対話しながら県庁内関係部署が横つなぎにより市町の施策・事業を支援 ○ 市町の人口ビジョン、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定やその推進を支援	○ 県・市町人口問題研究会開催 6回（5/11、6/12、7/21、8/26、11/6、3/18） ○ 全市町の地方創生担当課長等を訪問して総合戦略の策定状況等意見交換の実施（実施期間 5/25～5/29） ○ 市町の総合戦略策定に向けた産学官金等会議への参画（2市町 延6回出席） ○ 総合戦略の事業推進に向けた庁内各部署の相談窓口（県版地方創生コンシェルジュ）の明確化 ○ 首長会議の開催 3回（8/4、11/10、2/9） ○ 市町における総合戦略策定状況 策定済 19市町 ○ 自治振興交付金提案事業実施状況 19市町に対し交付決定	○ 市町と対話しながら県庁内関係部署が横つなぎにより市町の施策・事業を支援 ○ 市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業の支援	29
②市町との間の権限移譲や事務の共同化の推進 （行政経営企画室、税政課）	①権限移譲の推進 ②税務事務の共同化の推進（高島地域）（湖東地域）（その他の地域） ③情報システムの共同利用の推進	・権限移譲または事務の共同化に係る市町との意見交換の実施年3回以上 ・湖東地域における徴収業務の共同化 H27から開始	新たな権限移譲の進め方について、市町と県とで検討し、合意のとれた方法で進めていく。 （高島地域）徴収業務の共同実施の継続 （湖東地域）各町との協議を進め、徴収業務の共同実施の開始 （その他の地域）市町との意見交換 ・市町等との連携を密にし、引き続き共同利用の拡大と適正な運用に努める。	・平成26年度までの経過を踏まえ、「事務権限の移譲に関する担当課長会議」や、アンケートにより、権限移譲の検討の進め方について合意形成を図った。 ・そのうえで、各事務についての説明や資料の提供を行い、各市町の意向調査を実施した。1月に開催した「事務権限の移譲に関する担当課長会議」において、市町の意向調査を踏まえた各事務の仕分けを整理するとともに、今後の進め方（提案制度）について検討した。 ・2月に「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」を開催し、各事務の仕分けおよび今後の進め方（提案制度）について合意を得た。 （高島地域）徴収業務の共同実施の継続 （湖東地域）徴収業務の共同実施の開始（平成27年8月）、継続 （その他の地域）先行地域の取組状況等の情報提供、意見交換 ・滋賀県公契約関係業務連絡協議会等で共同利用の活用状況を報告し、利用の拡大を促した。 ・平成27年度中に新たに3市町が共同利用に参加することとなり、これらの市町と共同利用の開始手続を進めた。	・今後の進め方についての合意が得られていない事務について、市町と県との間で合意形成を図る。 ・権限移譲に関する市町からの提案制度を創設し、制度の運用を進める。 （高島地域）徴収業務の共同実施の継続 （湖東地域）徴収業務の共同実施の継続 （その他の地域）先行地域の取組状況等の情報提供、意見交換 ・滋賀県公契約関係業務連絡協議会分科会等で引き続き共同利用の活用状況を説明し、さらなる利用の拡大を促すこととする。	30

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*	
	④事務の共同化の推進		<ul style="list-style-type: none"> 『『県と市町の施策・事業のあり方についての見直し』平成23年度 取りまとめ』の実施状況をとりまとめる。 現在取り組んでいる事務以外に共同化が可能な事務がないか、市町と協議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 『『県と市町の施策・事業のあり方についての見直し』平成23年度 取りまとめ』の実施状況をとりまとめた。 2月「地域の自主性および自立性を高める改革のための市町・県推進会議」を開催し、上記の実施状況を報告するとともに、今後の連携のあり方について意見聴取した。 	<ul style="list-style-type: none"> 『『県と市町の施策・事業のあり方についての見直し』平成23年度 取りまとめ』の実施状況をとりまとめる。 事務の共同化を含む今後の市町と県の連携のあり方について検討する。 		
経営方針3 質の高い行政サービスの提供							
(1) 人材・組織マネジメント							
①簡素で効率的な組織・体制の整備 (人事課)	①本庁および地方機関の組織・機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 簡素で効率的な組織体制であるとともに、県政の重要課題への対応や県民ニーズに即応した行政サービスを提供できる最適な組織体制となるよう、毎年度、継続的な見直しを実施 	毎年度検討し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から展開する総合戦略プロジェクトを着実に実施できるよう、政策立案や横つなぎの総合行政の機能強化を図るとともに、スポーツ行政や文化振興など県民に身近な施策を推進していくことのできる体制整備の検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、簡素で効率的であることを基本としながら、その時々さまざまな行政課題や県民ニーズに対応できる最適な組織体制を整備していく。 	31	
	②総務事務集中処理の拡大		<ul style="list-style-type: none"> 本庁および各地方総務経理係において、総務事務の集中処理を行い、蓄積したノウハウをマニュアル化するなど、情報の共有化とあわせて、事務処理の標準化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁と地方の業務方法や処理量等の情報を共有化し、業務方法の画一化を図るとともに、効率的に事務処理を行うための手法等について、連絡会議やワーキンググループを設置、課題の整理と改善方法の検討を行った。 			<ul style="list-style-type: none"> より一層の事務処理の効率化を図るため、本庁と地方の共有情報を整理するとともに、事務処理マニュアルを統一するなど、事務処理の標準化を進める。
	③係制への移行		<ul style="list-style-type: none"> 本庁において係制移行を実施するとともに、地方機関における係制移行の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月から本庁において係制を導入。 地方機関での係制導入については、関係部局間での意見交換等を経て、平成28年4月から実施することとした。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度からは、全庁挙げて係制のもと、より質の高い行政サービスの提供を行う。
②横つなぎの総合行政のさらなる推進 (企画調整課、行政経営企画室)	①「滋賀県基本構想」による部局横断的な政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> これまでに構築した横つなぎの総合行政の推進とさらなる強化 	翌年度に向けた施策構築にあたり、政策課題協議を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 「平成28年度に向けた施策構築方針について」政策課題協議の実施について」を関係部局に通知(8月4日) 基本構想に掲げる7つの重点政策に、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に掲げる19のプロジェクトを位置づけ、重点政策ごとに関係部局が連携して施策を検討(8～9月) 基本構想に掲げる7つの重点政策ごとに政策課題の知事協議を実施(9月9,10,11,15日) 基本構想の推進に係る実施計画および人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略実施計画を関係部局が連携し策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県基本構想に、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略に掲げる19のプロジェクトを位置づけ、目的志向・成果重視で、関係部局連携の上、翌年度に向けた施策構築を進める。 基本構想の推進に係る実施計画および人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略実施計画の見直しにおいて、関係部局が連携して検討を行う。 	32	
	②県政経営会議における協議等		<ul style="list-style-type: none"> 原則として火曜日に県政経営会議を開催し、県政の基本的方針や重要施策等の重要事項について議論する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月～平成28年3月に31回開催した。(論議事項 8件、協議事項 27件) 			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、県政経営会議で必要な議論や連絡調整を行っていく。
	③(仮称)クリエイティブルームの設置		<ul style="list-style-type: none"> ①(仮称)クリエイティブルームにおいて必要とされる機能や利用方法、設置場所などの検討を行い、庁内の合意形成を図る。 ②年度前半をめどに、(仮称)クリエイティブルームの整備を行う。 ③(仮称)クリエイティブルームの利用について、庁内へ働きかけるとともに、利用促進を図るため、利用状況の庁内共有を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> クリエイティブルームの機能や利用方法などの検討を行い、10月から開設した。 			<ul style="list-style-type: none"> 設置趣旨に沿ったさらなる利用の促進が図られるよう、庁内掲示板等を活用し、機運の醸成に取り組むとともに、機能充実にに向けた検討を実施する。

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
③県庁力最大化や職員の意識改革に向けた取組の推進 （人事課、行政経営企画室）	①組織目標の実施 ・職員提案」提案件数 H26 25件 → 毎年度 50件以上 ・「キラリひらめき改善運動」提案件数（H27より実施） 毎年度 職員1人1件 （計4,000件） ・「一緒にやりましょうプロジェクト」実施件数 H26 103件 → 毎年度 150件以上 ②職員提案の実施 ③キラリひらめき改善運動の実施 ④幹部職員を対象とした意識改革に係る研修の実施 ⑤一緒にやりましょうプロジェクトの実施	・職員提案」提案件数 H26 25件 → 毎年度 50件以上 ・「キラリひらめき改善運動」提案件数（H27より実施） 毎年度 職員1人1件 （計4,000件） ・「一緒にやりましょうプロジェクト」実施件数 H26 103件 → 毎年度 150件以上	4月 部局目標ディスカッション（知事と部局長の協議）を公開で実施、部局目標を公表 9月 中間評価を実施 2月 次年度実施方法の決定 3月 年度末評価の実施 提案件数の目標を50件以上とし、全庁的な取組を実施。 ①各職員の取組内容、共有方法等、運動の詳細に係る制度設計 ②職員への働きかけ方策の検討と実施 ③優良な取組事例への表彰の実施 ①前年度に行った研修内容や講師の検討をもとに、研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ②研修の実施結果を踏まえ、次年度の開催内容の検討を行う。	・4月 部局目標ディスカッション（知事と部局長の協議）を報道陣およびインターネットに公開のうえ、実施した。また、部局目標を県ホームページで公表した。 ・9月 各部局において中間評価を実施し、結果を県ホームページで公開。 ・2月 今年度の実施状況をもとに、適切な目標設定や県民への公開がより図られるよう、来年度の実施方法を決定し通知した。 ・3月 各部局において年度末の評価を実施した。 ・施策提案の件数は、目標を超える80件（昨年度25件）となった。 ・職員からの提案は施策化に向けて検討を行い、30件の提案が実施済みまたは実施予定となった。 ・年度末には、優秀な提案に対する表彰を行った。 ・以下のとおり推進し、924件・3,846人（改善提案：344件・890人、実践報告：580件・2,956人）の取組が実施された。 5月 運動の開始（8日～）、集中受付期間の設定（～6月30日） 7月・8月 改善提案の各所属での実施の検討（～1月15日） 重点的に改善に取り組む提案の選定 1月 仕事見つめ直し推進期間の設定（11月30日～1月15日） 3月 優良な取組への表彰 たねやグループ山本昌仁CEOを講師として招き、「今、幹部職員に求められる組織マネジメント能力」と題して、課長級以上の職員（受講対象者：266名）を対象に講演を実施した（4月）。 ・以下の通り推進し、108件のプロジェクトを実施。 4月 各事業の方向性や留意事項を定め、庁内へ周知。（4月以降随時）プロジェクトの趣旨に沿った事業の実施を庁内へ働きかけた。 10月 来年度事業について検討を行う予算編成の時期に併せて、プロジェクトの趣旨に沿った事業の実施を改めて庁内へ働きかけた。	・平成28年度の部局目標ディスカッション（知事と部局長の協議）を公開で実施し、部局目標を公表する。 中間評価および年度末評価を行う。 平成28年度も、引き続き施策提案を実施。 ・平成27年度の取組結果をもとに、運動への職員の更なる参加を促進し、また運動の成果が得られるよう、実施方法を検討・修正し、引き続き運動に取り組む。 ・前年度に行った研修内容や講師の検討をもとに、研修プログラムを作成し、研修を実施する。 ・研修の実施結果を踏まえ、次年度の開催内容の検討を行う。 ・プロジェクトの庁外への情報発信を強化し、プロジェクトの実施効果を高めるとともに、このことを通じてプロジェクトに対する庁内の機運醸成を図る。	33
④職員の意欲と能力を高めるための人材育成の推進 （人事課、政策研修センター）	①新方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施 ②係制移行や人事評価制度への対応	・人材育成の取組により、職員の意欲と能力の向上を図ることによる県民サービスの向上 ・人材育成基本方針および研修のあり方の見直し ・新方針に沿った研修計画の策定 係制への移行や人事評価制度の導入を機に、マネジメントや人材育成がより効果的に行われるよう、組織運営を支援する取組を行う。	・人材育成基本方針および研修のあり方の見直し ・新方針に沿った研修計画の策定 係制への移行や人事評価制度の導入を機に、マネジメントや人材育成がより効果的に行われるよう、組織運営を支援する取組を行う。	・新たな目指す職員像やその実現に向けた今後の取組を主な内容とする人材育成基本方針を策定した。また、その趣旨に沿った研修計画を策定し、28年度の研修内容に反映している。 ・管理監督層を対象とした階層別研修において、組織運営や人材育成、コーチング等の能力向上を図る研修を実施した。（計248名受講修了） ・管理職や係長を対象に、組織の長としての運営能力や管理能力向上を図る研修を実施した。（計521名受講修了） ・人事評価制度導入にあたって実施した制度説明会、評価者研修において、職場での人材育成の視点を取り入れた。	・目指す職員像を全職員が共有し、その実現に向けて、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限発揮できる職場環境づくりなど総合的な取組を進める。 ・新たな人材育成基本方針および研修計画に基づき、OJTを支援する研修の充実を図るとともに、OJTハンドブックの見直しを行う。 ・人事評価制度を活用し、職員の育成や能力開発などを図っていく。	35

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
⑤女性や若手職員の活躍推進 (人事課)	①女性職員の活躍推進	・課長補佐級以上の管理職に占める女性職員の割合 (教員、警察官を除く) H30までに10%以上 ・係長に占める女性職員の割合 (教員、警察官を除く) H30までに15%以上	「女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づく各種取組の実施	○平成28年4月1日現在の状況は次のとおり。 ・管理職に占める女性職員の割合:10.8% ・係長に占める女性職員の割合:13.5% ○取組方針に基づき、下記の取組等を実施した。 ・職域の拡大や女性職員キャリアアップ研修、女性職員リーダー交流研修等による育成 ・イクボス宣言や所属長等を対象とした意識改革研修等を通じ、女性も男性も活躍できる職場づくりを推進 ○女性活躍推進法(H27.9公布)に対応し、取組方針を改定して、特定事業主行動計画を策定した。	・特定事業主行動計画に基づいて、女性職員の中長期的な視点に立った育成や登用、職場環境の改善等に、全庁挙げて取り組む。	36
	②若手職員の登用		若手登用の段階的実施に取り組む。また、係制導入に伴う人事制度見直しの検討を行う。	・本庁での係制導入に伴い、平成27年4月1日付け人事異動では知事部局で228係に係長を配置し、そのうち10係に若手係長を配置。 ・従来の「副主幹級」を「係長級」に改めるとともに、平成28年4月1日付け人事異動において若手係長の増加を図った。	平成28年度、地方機関においても係制を導入することから、若手職員が早期に「長」としてのマネジメントの経験を積むことができるよう積極的な登用に努める。	
⑥人事評価制度の構築 (人事課)	①自律型人材育成制度の推進	・改正地方公務員法の施行にあわせた円滑な人事評価の実施	自律型人材の育成に引き続いて取り組むとともに、職務遂行に当たって発揮した能力および挙げた業績を把握、評価し、その結果を改正地方公務員法の趣旨に沿って人事管理の基礎として活用するため、自律型人材育成制度については、人事評価制度へ改編する。	自律型人材育成制度については人事評価制度に改編し、平成27年4月13日付けで人事評価制度を試行導入した。	(計画達成済みにつき、今後の取組はなし。)	37
	②人事評価制度の制度設計		平成28年4月の本格実施に向けて、全職員を対象に制度を試行し、参事級以上の職員を対象に処遇への反映を行うとともに、試行を通じて課題等を把握し、必要な見直しを図る。	・制度の円滑な試行を図るため、「人事評価制度の手引き」を作成したほか、制度に関する説明会や管理監督者向けの研修会を実施するとともに、「苦情相談」と「苦情処理」の仕組みを導入。 ・その他、評価に当たっての視点やレベルの統一等を目的に、新任評価者等への研修を実施。	・平成27年度の試行状況を踏まえて必要な見直しや関係規定の整備を行い、平成28年4月から人事評価制度を本格実施する。 ・制度に関する説明会や評価者研修等を通じて、制度の円滑な実施・定着に努める。	
⑦コンプライアンスの徹底 (人事課)	①コンプライアンス委員会の開催	・職員のコンプライアンス意識を徹底し、不祥事の再発防止に向けた取組の実施	不祥事の再発防止に向け、法令遵守意識の徹底を図るため、法令遵守に係る推進方策や不祥事の再発防止策の検討、情報共有を行う。	・滋賀県コンプライアンス委員会を開催し、法令遵守に係る平成26年度の取組実績を報告するとともに、平成27年度の推進方策の検討を行った。併せて、その場で、県庁内における不当要求の現状について情報共有を行った。 ・また、コンプライアンス推進員連絡調整会議を開催し、不祥事の再発防止策の検討および情報共有を行った。	・必要に応じて、コンプライアンス推進員連絡調整会議を開催し、不祥事の再発防止策の検討および情報共有を行う。	38
	②全庁的な研修の取組		不祥事の再発防止に向け、法令遵守意識の徹底を図るため、所属長、係長(グループリーダー)などの管理監督職員への研修実施や各部局で実施する研修への支援を行う。	・不祥事の再発防止に係る所属長・コンプライアンス推進員等研修および係長等研修を実施。 ・人材育成指導員研修において、統一テーマ研修の進め方およびパワハラ指針を説明。 ・交通事故防止をテーマに、各職場での統一テーマ研修の実施について通知を发出。	・今後開催される政策研修センター研修において、コンプライアンス・公務員倫理に係る研修を実施するとともに、良好な職場環境づくりのための職場研修を実施する。	
	③職員への意識啓発		不祥事の再発防止に向け、法令遵守意識の徹底を図るため、総合事務支援端末ログオン・ログオフ時の表示画面を活用した意識啓発や四半期ごとに「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを行う。	・共通事務端末ログオン・ログオフ画面により、法令遵守意識の啓発を実施(6月、9月、12月、3月)したほか、ハラスメント等職員相談窓口を周知した。 ・全庁で「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを実施(6月、9月、12月、3月)した。	・共通事務端末ログオン・ログオフ画面により、職員の法令遵守意識の向上に資する啓発を実施する。(年4回) ・「滋賀県職員コンプライアンス指針チェックシート」による自己チェックを実施する。(年4回)	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
⑧職員の心身の健康管理の推進 （人事課、総務事務・厚生課）	①年次有給休暇の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の職員1人あたりの年間平均取得日数 H25年 10.7日 → H30年 14日 ・定時退庁実施率 H25 83.4% → H30 95% 	年次有給休暇の毎月最低1日の取得と年間を通じた期間での9連休の取得の呼びかけ、年2回の集中取得促進期間の設定、節目ごとにリフレッシュを図るための休暇取得の促進などの取組を通じて、1人当たり年間14日の取得を目指す。	1人当たりの平均取得日数:11.6日(平成27年1月～12月) <ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の取得促進通知の発出 ・年休取得促進期間の設定を通じた呼びかけ ・夏季集中休暇の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、年休取得促進へ向けて呼びかける。 ・給与等システムを改修して、職員の年休取得状況を各所属長が把握しやすくすることで、より効果的な年休取得促進に繋げる。 	
	②定時退庁日における定時退庁の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得率 H25 8.1% → H30 13% 	庁内放送による呼びかけ、管理職による執務室の施錠、毎月の所属ごとの実施率の公表を通じて、定時退庁日における定時退庁の実施率95%を目指す。	平均実施率:84.0%(平成27年4月～平成28年3月) (取組内容) <ul style="list-style-type: none"> ・庁内放送および掲示板による呼びかけ ・管理職による執務室の施錠 ・毎月の所属ごとの実施率の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内放送、全庁掲示板を活用して、引き続き定時退庁を呼びかける。 	
	③男性職員の育児参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム該当者割合 H26(速報値) 11.4% → H30 10.0% ・メンタル不調による新規長期療養者数 H26(12月末) 19人 → H30 15人 	子が生まれた男性職員とその所属長に対する知事からのメッセージの発信およびイクボス面談(所属長による面談)の実施、「お父さんの子育てプラン」の策定・実践、男性職員が育児休業をした所属に対する知事表彰制度の創設などを通じて、男性職員の育児参画を促進する。	子が生まれた男性職員の育児休業取得率: 9.9%(H27.4.1～H28.3.31) (取組内容) <ul style="list-style-type: none"> ・各所属からの情報提供に基づき、子の出生予定の職員に知事メッセージ(書面)を送付 ・所属長に対して、子の出生予定の職員に「お父さんの子育てプラン」の作成を呼びかけるとともに、イクボス面談を実施し、出生前後の休暇や育児休業の取得等を奨励するよう通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・子が出生予定の男性職員に対して、育児参画を促す知事メッセージ発信、対象職員が作成した「お父さんの子育てプラン」に基づく所属長面談(イクボス面談)の実施により、育児休業の取得を働きかけていく。 	39
	④生活習慣病予防の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の実施 ・ウォーク&ウォークの実施 ・健康増進のための講座(ライフスタイル講座ぶち等)の開催 ・職員・家族ふれあい健康フェスタ・ジョギングリレーマラソン大会の開催(10月24日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム該当者割合:10.9%(H28.3) ※11.5%(H27.3) ・特定健康診査の実施(6月～7月) ・メタボリックシンドローム該当者に対する特定保健指導(9月8日～) ・ウォーク&ウォークの実施(前期:5月1日～9月30日、後期:10月1日～2月29日) ・ライフスタイル講座ぶち I～IVの開催(6月23日～12月2日 合計7回:県庁・地方合庁で実施) ・職員・家族ふれあい健康フェスタ・ジョギングリレーマラソン大会の実施(10月24日) ・福利厚生だより等による情報提供(各月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の進捗を的確に管理のうえ、計画した事業を確実に実施する。 ・また、事業効果を検証のうえ、来年度の実施に向けて事業の見直しを行う。 ・特定保健指導等の効果測定を行うため、対象者の健康状態の経年変化等のデータ分析を実施する。 	
	⑤メンタルヘルス対策の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象としたストレスチェックの実施 ・管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施 ・産業保健スタッフによる心の相談、カウンセラーによるストレス相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規長期療養者数:28人(H28.3) ※21人(H26年度) ・全職員を対象としたストレスチェックの実施(7月)、医師・カウンセラー面談等の事後フォロー ・管理監督者を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催(7/29、8/6、11/25) ・産業保健スタッフによる心の相談やカウンセラーによるストレス相談の実施 ・ストレス窓口相談時間を19時まで延長(1回/月、8月～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口機能の拡充を図るとともに、メンタル不調者の早期発見と早期対応、療養中の支援、復職時の調整、復職後の支援までを一貫して取り組み、職員のメンタルヘルス対策のより一層の充実強化を行う。 	
⑨適正な定員管理・給与管理 （人事課）	①適正な定員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することによる適正な定員管理(毎年度) ・級別の職員構成を一層厳格に管理するための昇格基準の見直し、適正な給与管理 	毎年度検討し、実施する。	平成28年度の知事部局職員定数は、スポーツ行政を教育委員会から移管するため、11人の増員を行った。この移管分を除くと、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備業務への対応や大津・高島子ども家庭相談センターの機能強化などにより増員したが、事務事業の見直しなどにより減員し、職員定数の増減は無しとした。	引き続き、業務とのバランスを考慮した適正な定員管理を行う。	41
	②適正な給与管理		級別標準職務表を見直すとともに昇格基準の見直しを行う。	人事評価制度の実施に併せて級別標準職務表の見直しを行った。また、昇格基準についても見直しを行った。	平成28年4月以降、新しい級別標準職務表のもと、見直し後の昇格基準により、適正な給与管理に努める。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
(2) 業務マネジメント						
①ICTの活用による業務の効率化 （情報政策課）	①行政サービスの電子化の促進 ②情報システムの改革 ③システム評価に重点をおいたPDCAサイクルの再構築	・情報システム評価制度に基づく全システムの評価および結果の公表（H30までに達成） ・ASP、クラウドサービスの利用率※ 10% ※H27～30に実施されるシステム新規開発・再構築におけるASP、クラウドサービスの利用割合	平成28年度以降に予定している共通事務端末の更新にあたり、モバイル対応の必要性等を検討する。 庁内情報ネットワークへの無線LAN導入について、効果や課題等を把握する。 マイナンバー制度の導入に伴う、平成28年1月からの個人番号の利用開始に備えた、関連業務システム等の整備、改修を行う。	・共通事務端末としても利用できるタブレット端末27台を調達し、利用希望19所属に貸出しを行い、効果や課題等について検証を行った。 ・情報政策課内で無線LANを試験導入し、問題点の解消を行った後、防災危機管理センター、職員ITサポートセンター等に無線LANアクセスポイントを設置し、庁内ネットワーク～共通事務端末間の無線化を図った。 ・マイナンバー対応に必要な統合宛名システムの構築と、各業務システムの改修を行った。また、マイナンバーの独自利用を行うため、必要な条例を整備した。	・平成28年度に更新時期を迎える共通事務端末800台について、機能、性能、操作性、経費等の面から仕様検討を行い、調達する。（希望所属には従来のノート型パソコンからタブレットへの置き換えを予定） ・無線LANについては、びわ湖情報ハイウェイの次回更新（H30.10～）を見据え、課題の洗い出し、導入の是非等基本方針の検討を行う。 ・平成29年7月からのマイナンバーによる全国との情報連携に向け、平成28年7月から全国的な総合運用テストを行う。また、マイナンバーの独自利用を行う事務の追加を引き続き検討する。	43
②民間活力活用の推進 （企画調整課、行政経営企画室、総務事務・厚生課）	①アウトソーシングの導入拡大の検討（総務事務） ②PPP/PFIに関する情報収集・研究の実施	・総務事務の集中処理に係るアウトソーシングの導入の検討 H29中に方針を決定 ・指定管理者制度の見直し H27上半期に実施	総務事務について、他府県の導入例を参考に、本県の実情を踏まえた費用対効果などの導入のメリット、デメリットの整理をはじめ、関係機関との調整や、対象所属、対象事務の検討を行う。 ・先進県の視察調査 ・アウトソーシングの対象となる事務、業務量の把握 ・総務事務各関係システムの所管課との協議 また、他の事務についても、アウトソーシングが可能な例を洗い出して、導入拡大に向けた検討を行う。	<総務事務> ・先進県の視察調査、対象事務・業務量の検討、関係課との協議等を実施した。 ・アウトソーシングについての諸課題を検証するため、来年度一部試行する方針を決定した。 <その他の事務> ・他府県での導入例等を参考に、本県でのアウトソーシング導入について検討し、今後の取組方針を決定した。（H28より実施1事務、継続検討 3事務）	<総務事務> ・平成28年度に一部試行を実施し、導入した場合の費用対効果や円滑な業務の履行等について検証する。 ・引き続き、業務の標準化を進めるとともに、アウトソーシングの手法や業務範囲、時期等について、本県の実情を踏まえて検討を進める。 <その他の事務> ・今年度検討継続とした事務について検討を深める。 ・「滋賀県と民間との協働に関する相談窓口」を引き続き活用するとともに、個別業務のアウトソーシングに関しても、必要な検討を行う。	45
			PPP/PFIに関する情報収集・研究の継続実施	随時、民間等が主催するPPP/PFIに関するセミナーに参加し情報収集を行った。	引き続き、PPP/PFIに関する情報収集・研究を行う。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	③指定管理者制度の見直し		指定管理者への適切なインセンティブのあり方等について、上半期に制度見直しの検討を行い、年度後半から運用する。 施設の老朽化対策に関する役割分担について、制度の見直しを行う。	<p>・事業者の参入意欲をより高めるため、指定管理料の参考額の算出方法(算定上用いる実績および期間)を変更した。 従来 見直し後 期 間：直近2カ年 一直近4カ年 実績額：上記期間中の最低額→上記期間中の平均額</p> <p>・修繕費等について、指定管理者が負担すべき額を一律100万円以下としていたが、施設の規模や実状等に応じた基準の設定を可能とした。</p> <p>・公募の拡大に関し、非公募であった2施設(栗東体育館、伊吹運動場)を平成27年度の募集から公募に変更した。</p> <p>・指定管理者制度導入施設での老朽化対策について、県と指定管理者との間で、一定の役割分担(県が長期保全計画に位置付けた修繕等の工事は県が実施し、その他の修繕等は、通常の修繕等と同様に経費の区分に応じて県または指定管理者の負担とする)の下で実施することとした。</p>	<p>・モニタリングの充実、競争性の確保および選定過程の透明性の向上のための方策を実施する。</p>	
<p>③作業等の省力化、仕事の進め方の改善、時間外勤務の縮減</p> <p>(情報政策課、人事課、行政経営企画室)</p>	<p>①業務効率化に係る啓発</p> <p>②業務効率化に資する職員研修の実施</p> <p>③定型業務の処理手順の標準化</p>	<p>・職員1人あたり時間外勤務時間数(知事部局)(災害対策業務等を除く) H25 15.3時間/月 → 毎年度 14時間未満/月</p> <p>・Web会議システム利用回数(H26導入) H30 年間128回以上</p>	<p>①「しごと効率化のススメ」の周知徹底 ②会議や照会に係るルールの徹底</p> <p>政策研修センターにおいて、以下の通りブラッシュアップ研修(一定の年数の職員を対象とする必須の選択制研修)を実施することで、職員の業務効率化を図る。 ①「残業なしの仕事術～効率的な仕事の進め方～」(8月25日) ②「A4 1枚で、文書をまとめる技術」(10月6日)</p> <p>「業務マニュアル一覧表」および「庶務事務の手引」の所要の見直しを行う</p>	<p>・6月「イクボス宣言」を受けた取組の一環として、「しごと効率化のススメ」を改めて周知した(通知発出)。 ・11月 職員からの改善提案(キラリひらめき改善運動)および「働き方に関する職員アンケート」(7/21～8/21)の結果を受けて、庁内における会議や照会に係るルールを設定した。また、「仕事見つめ直し推進期間」(11/30～1/15)を設け、同ルールの徹底や日々の業務の見直し・効率化等、職員による仕事の見つめ直しを全庁的かつ集中的に推進した。(各係等ごとの取組の報告件数:514件)</p> <p>①「残業なしの仕事術～効率的な仕事の進め方～」(8月25日実施済) ア 目的:大切な業務の時間を確保するための仕事の優先順位の付け方や、業務に潜む無駄の徹底的な省き方を習得するなど、効率的、効果的な仕事の進め方を身に付ける。 イ 講師:株式会社ビジネスプラスサポート 池田 稔子 氏 ウ 受講者数:39名 ②「A4 1枚で、文章をまとめる技術」(10月6日実施済) ア 目的:一読で内容を誤解なく理解してもらえる文章作成の技術を身につける。文章の目的と読み手に配慮した書き方を学ぶことで、文章の生産性の向上と業務の効率化を図る。 イ 講師:株式会社BCL 代表取締役 別所 栄吾 氏 ウ 受講者数:63名</p> <p>・5月「業務マニュアル一覧表」について、現時点のものに見直しを行った。</p>	<p>・キラリひらめき改善運動の結果をとりまとめた改善ハンドブックの作成し周知する。 ・各部局における働き方改革の取組の設定を通じた業務効率化に向けた取組を推進する。</p> <p>政策研修センターにおいて、以下の通り研修を実施することで、職員の業務効率化を図る。 ①「残業なしの仕事術～効率的な仕事の進め方～」(選択型研修スキルアップコース) 目的:大切な業務の時間を確保するための仕事の優先順位の付け方や、業務に潜む無駄の徹底的な省き方を習得するなど、効率的、効果的な仕事の進め方を身に付ける。 ②「A4 1枚で、文書をまとめる技術」(選択型研修スキルアップコース) 目的:一読で内容を誤解なく理解してもらえる文章作成の技術を身に付ける。文章の目的と読み手に配慮した書き方を学ぶことで、文章の生産性の向上と業務の効率化を図る。 ③「チームのタイムマネジメント」(選択型研修マネジメントコース) 目的:限られた時間の中で業務効率を高め、適切な時間管理を行うタイムマネジメントの考え方を学び、チームの生産性の向上を図る。</p> <p>・「庶務事務の手引」の必要に応じた見直しの他、その他業務のマニュアル化の推進の検討を行う。</p>	46

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	<p>④Web会議システムの運用</p> <p>⑤定時退庁および朝礼・終礼、勤務時間の割り振り変更等の実施</p>		<p>平成26年度導入のシステムを引き続き運用するとともに、庁内向け利用説明会を開催し、システム利用の促進と新たな利用ニーズの掘り起こしを図る。</p> <p>定時退庁や朝礼・終礼の徹底、勤務時間の割り振り変更などのこれまでの取組に加え、新たな取組を実施することにより時間外勤務の縮減を図る。</p>	<p>利用回数 40回 ※平成30年度目標回数(128回以上)に向けた年度目標の約78%達成 ・7月22日に庁内説明会を開催するなど、Web会議に対する理解を深める取組を行った。 ・定期的な利用が見込まれる所属に対する個別の説明や利用支援を行った。 ・次年度から利用するために機材等の準備を進めている所属も複数ある。</p> <p>定時退庁や朝礼・終礼の徹底、勤務時間の割り振り変更などの取組を改めて周知した。また、所属長以上の職員を対象に行ったイクボス宣言を踏まえた取組を徹底するとともに働き方に関するアンケート結果を踏まえた取組により事務の効率化を進めた。 平成27年度の職員1人あたり時間外勤務時間数(知事部局)(災害対策業務等を除く)は、16.3時間/月となっている。</p>	<p>・平成28年6月にWeb会議システムの更新(再調達)を行う。 ・説明会の実施や、利用事例を庁内で共有するなど、Web会議に対する理解を深め、利用の気運醸成を図る。 ・利用効果が特に見込める地方単独機関等への利用推進策を強化する。 ・利用部門への支援を行う。 ・中規模の会議にも対応できる機材(マイクスピーカー)を整備し、利用範囲の拡大を図る。 ・回線環境を最適化し、動作の安定化を図る。</p> <p>目標達成に向けて、一層、時間外勤務縮減の取組を徹底する。</p>	
<p>④行政の危機管理の徹底、事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進</p> <p>(防災危機管理局、情報政策課、行政経営企画室)</p>	<p>①各業務継続計画(震災編)の更新</p> <p>②同計画の職員への周知および訓練の実施</p> <p>③びわ湖情報ハイウェイの耐災害性の向上</p> <p>・サブセンター設置</p> <p>・びわ湖情報ハイウェイ再構築(次期ネットワークの構築)</p> <p>④リモート接続環境の整備</p>	<p>・各業務継続計画(震災編)の更新 →随時</p> <p>・各業務継続計画(震災編)の職員への周知 →全職員への周知</p> <p>・各業務継続計画(震災編)に基づく訓練の継続実施 →随時</p> <p>・びわ湖情報ハイウェイの障害による業務への重大影響の発生件数 →0件</p> <p>・職員認証基盤、ファイルサーバ、県ホームページ等重要システムの障害による業務への重大影響の発生件数 →0件</p> <p>・ウイルス感染、外部からの攻撃・侵入、誤操作等に起因する情報セキュリティ事故または事件(情報漏えい、情報消失、情報改ざん、システム停止等)の発生件数 →0件</p>	<p>滋賀県業務継続計画(震災編)および部局版業務継続計画(震災編)の更新を行う。</p> <p>統一テーマ職場研修において、地震災害発生時の初動対応について各職員の理解を深め、業務の継続性の向上を図る。 また、滋賀県総合防災訓練において、各所属における非常時優先業務を的確に実施するために訓練を行い、能力向上に努める。</p> <p>平成26年度に設置したサブセンターについて、運用状況の監視等を日々行うとともに、運用保守事業者との連携による障害予兆の早期発見と障害等発生時の速やかな対応を行う。</p> <p>平成26年度に整備したシステムについて、平成27年度から本格運用を開始し、安定した運用を継続する。</p>	<p>最新の防災基本計画や地震被害想定に基づき、滋賀県業務継続計画(震災編)の更新を平成27年4月に行った。 また、更新済みの滋賀県業務継続計画(震災編)に基づき、各部局において部局版業務継続計画の更新作業を行い、現時点で10部局中7部局が策定済み、3部局が策定中である。</p> <p>統一テーマ職場研修において、地震災害発生時の初動対応について実施しているところである。 また、平成27年度滋賀県総合防災訓練(実施日9月6日)において、非常時優先業務にかかる訓練を実施した。</p> <p>・サブセンターを含むびわ湖情報ハイウェイ全体の運用状況について、運用保守事業者において日々監視等を行うとともに、毎月の定例会議で状況を確認。 ・日本年金機構の大量情報流出事件を機に、標的型攻撃を想定したメール訓練、ウイルス感染時を想定した庁内ネットワークのインターネット全遮断訓練を実施。</p> <p>・平成27年3月末から4月にかけて、人事異動に伴うユーザ情報の設定変更を行った。また、その後のユーザ情報の変更も適宜システムに反映するとともに、利用者からの問合せへの対応、セキュリティ修正プログラムの適用作業等を行い、安定した運用を継続した。 ・また、リモート接続の有効性を庁内に積極的に呼びかけ、利用拡大を図った。(H28.3.31現在利用登録者143名)</p>	<p>・防災基本計画などの修正など国の動静を注視し、適時に各業務継続計画(震災編)の更新を行う。</p> <p>・職員全員を対象とした研修を各所属において引き続き実施する。 ・平成28年度滋賀県総合防災訓練において、非常時優先業務にかかる訓練を実施するよう計画を進める。</p> <p>引き続き次の取組を行う。 ・運用保守事業者との連携による障害等の予兆の早期発見および事故等発生時の即応体制の確保 ・運用担当職員のスキル向上 ・標的型攻撃を想定したメール訓練、ウイルス感染時を想定した庁内ネットワークのインターネット全遮断訓練の実施</p> <p>引き続き、安定した運用を図るとともに、緊急時の県民への情報提供、危機管理・災害対応、業務継続の観点から、一層の利用拡大を図る。</p>	48

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	<p>⑤大容量ファイル転送システムの整備</p> <p>⑥各行政分野におけるリスク管理</p> <p>⑦事務処理誤り等の防止に向けた取組の推進</p>		<p>平成26年度に整備したシステムについて、安定した運用を継続する。</p> <p>各行政分野において、起こりうる危機事案を予め想定し、未然防止ならびに発生時の被害の最小化、迅速な対応を図る観点から、各種の取組を推進する。</p> <p>事務処理誤りや不適正な業務処理等の防止に向けて、各所属において、対応マニュアルの整備やチェック体制の強化等を図るとともに、万一、発生した場合は、原因や対応策について全庁的に情報共有を図り、再発防止に努めます。</p>	<p>平成27年3月末から4月にかけて、人事異動に伴うユーザ情報の設定変更を行った。また、その後のユーザ情報の変更も適宜システムに反映するとともに、利用者からの問合せへの対応、セキュリティ修正プログラムの適用作業等を行い、安定した運用を継続した。</p> <p>また、メール添付ファイルによるウイルス感染の防止のため特定の拡張子ファイルを自動削除する対策を平成28年2月から開始したことに伴い、必要な場合は大容量ファイル転送システムでファイルの受領を行うよう庁内に周知した。</p> <p>各所属において取組を進めている。</p> <p>また、リスクマネジメントの考え方を整理するとともに、引き続き取組を推進するよう周知を図った。</p> <p>リスクマネジメント(リスク管理、コンプライアンス、事務処理誤り)の考え方を整理するとともに、各所属における取組を、全庁的に一覧できるように情報を整理した。</p>	<p>引き続き、安定した運用を図るとともに、有効かつ適切な利用を図る。</p> <p>引き続き、リスクの未然防止、被害の最小化の観点から取組を進める。</p> <p>引き続き、各所属での取組の推進を促すとともに、随時、一覧の更新を行う。</p>	
<p>⑤入札および契約に関する制度の適正化【公共工事】 (監理課)</p>	<p>①入札契約制度の改善や工夫等</p> <p>②総合評価方式の見直し等</p> <p>③県内事業者の受注機会の確保等</p>	<p>・毎年度の見直し・改善による一層適切な入札契約制度等の構築</p>	<p>国および他府県の入札契約制度等改正の動向を分析し、本県への適用を検討する。</p> <p>・総合評価制度の適用範囲をさらに拡大するとともに、総合評価を施工能力の評価と技術提案の評価に二極化し、施工能力の評価は大幅に評価手続を簡素化し、技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視する。</p> <p>・県内業者の優先発注、県産材の利用促進に努める。</p>	<p>国土交通省および他府県の入札契約制度等により調査・分析を行った。</p> <p>・入札参加資格審査における主観的評価項目に女性の活躍推進に向けた取組として「滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証企業」を追加するなどの見直しを実施した。</p> <p>・国土交通省の入札に準じて社会保険等未加入対策の対象工事を見直した。</p> <p>・入札参加申請の市町との共同受付について、市町との検討会において導入にかかる課題を整理し、解決に向けて検討した。</p> <p>・建設工事における総合評価方式において、総合評価の適用範囲を拡大したほか、配置予定技術者における「若手・女性」に対する評価項目を追加した。</p> <p>・建設コンサルタント業務等においても、本年度より総合評価方式を導入した。</p> <p>・大規模工事や県内業者では施工が困難な特殊な工事等を除き、原則として県内業者に発注した。</p> <p>・総合評価方式の入札において、県内企業や県産材使用者を加点評価する評価項目を設定した。</p> <p>・県発注工事に関し、下請契約、工事材料の納入についても可能な限り県内業者から選定するよう受注者に対して要請した。</p>	<p>引き続き、国および他府県の入札契約制度等改正の動向を分析し、本県への適用を検討する。</p> <p>・入札参加申請の市町との共同受付について、引き続き市町との検討会において導入にかかる課題を整理し、解決をはかる。</p> <p>・平成27年度の入札参加資格審査における主観的評価項目の加点状況を分析し、関連する評価項目のメニュー化、申請数の少ない評価項目の廃止を検討する。</p> <p>・平成28年度改正に向けて、本年度の総合評価方式の執行状況を分析するとともに、国土交通省や他府県の入札契約制度等調査する。</p> <p>引き続き、県内業者の優先発注、県産材の利用促進に努める。</p>	51

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
⑤入札および契約に関する制度の適正化 【物品、役務・委託】 (管理課)	①入札・契約事務の 透明性、公平性、競争性の確保	・調達・契約における社会的要請等に配慮しつつ、入札・契約事務の適正運用を徹底し、定期的に契約状況調査結果(公共工事を含む)を公表 ・物品(文具・紙・事務機器、印刷・製本、車輛等)のグリーン購入率 H25実績 91.26% → H30 96%	一般競争入札、オープンカウンタの徹底、契約状況調査の実施	・財務会計研修(新任職員研修(4月)、実務研修(6月))において、一般競争入札が原則であること、オープンカウンタの利用等について周知・徹底を行った。 ・会計実地検査(8月～10月、単独出納機関対象)において契約方法、オープンカウンタの利用等についてチェックおよび指導を行った。 ・契約状況実態調査については平成26年度の結果をホームページで公表した(8月)。	・会計管理局皆覧板(全庁ライブラリ)によりオープンカウンタ利用等にかかる周知・徹底を行う。 ・引き続き、会計実地検査において契約方法、オープンカウンタの利用等についてチェックおよび指導を行う。 ・契約状況実態調査の前年度第4四半期分および当年度第1・2・3四半期分のとりまとめを行う。	53
	②調達・契約における社会的要請への適正・的確な対応		グリーン購入・グリーン入札の実施、県内中小企業者の受注機会確保、社会的要請への対応	・印刷物でのグリーン購入徹底のため、4月に「印刷物発注必携」の改訂を行った。 ・物品・役務等の調達における地元県内事業者優先の取扱について、財務会計研修(新任職員研修(4月)、実務研修(6月))で周知を行った。 ・社会政策推進に配慮した入札等実施要領に基づき、総合評価一般競争入札やプロポーザルによる調達を行う所属において、ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援、高齢者雇用確保、障害者雇用について落札者決定基準等で評価を付加している。 ・用品センターでのナイスハート物品の新規取扱い(障害者施設作成のアクリルたわし)を行った。 【グリーン購入率】 95.63%(平成28年3月末現在)	・職員向けグリーン購入判断基準(簡易版)の作成を行うとともに、全所属に共通する物品についてオープンカウンタによるグリーン購入事例を、システム画面のコピーなどを付して具体的に提示することで、さらなるグリーン購入の推進を図る。 ・引き続き、落札者決定基準等への社会的政策推進に配慮した評価の付加、および新たな社会的要請への対応検討を行う。 ・用品センターで取り扱うナイスハート物品の掘り起こしを行う。	
⑥出資法人の経営改善、自立性拡大の推進 (行政経営企画室、関係所管課)	①出資法人ごとの取組の進捗管理	・経営評価の実施 H27から実施、公表 ・県以外の者からの収入の拡大 H30においてH25より拡大 ・所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 H26 27% → 毎年度 80%以上	実施計画に記載された平成27年度の出組について、進捗状況を把握し、進捗の見込みの立たないもの、現に進捗していないもの等について必要な関与を行う。	・出資法人ごとに実施計画を定めて進捗管理を行っているところであり、具体的な進捗状況については、別途実施している出資法人の経営評価において、一体的に把握、評価することとした。 ・各出資法人について出資法人自身および県による経営評価の実施により、法人の経営状況や課題を明らかにし、経営改善につなげるとともに、透明性の向上を図るため評価結果を公表した。	・出資法人ごとの実施計画に沿った経営改善等が適切に実施されるよう、進捗を把握するとともに必要な関与を行う。	55
	②経営評価の実施および公表		平成27年度から、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。	・政策研修センターの研修受講を奨励した。 ・過年度における実務経験や独習などによる者も含め、会計に関する知識を習得している者:65.5%	・今後の実施に向けて、評価方法等の改善を検討する。	
	③担当職員の研修受講促進		所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修等の受講率 80%以上		・引き続き、組織として、職員の学習の契機となるよう研修等の機会を積極的に活用するほか、担当職員に対し、独習も含めた継続的な知識習得を促す。	
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 【流域下水道事業】 (下水道課)	①固定資産調査および評価	・H31当初の公営企業会計への移行	固定資産調査費用を9月補正予算にて計上し、固定資産調査業務委託を発注する。	固定資産調査費用にかかる県と市町の支出割合について、市町と協議して了解を得るとともに、9月補正にて計上することについても了解を得た。 9月補正予算成立後、固定資産調査業務委託を発注した。	固定資産評価マニュアル(暫定版)を作成し、固定資産調査を進める。	73
	②公営企業会計への移行準備		27年度第4四半期から必要作業の洗い出しを行う。	先行事例をもとに作業スケジュールを作成。	作業スケジュールに基づき、条例・規則等の整備、開始貸借対照表の作成、初年度予算編成、打ち切り決算等を進めていく。	
	③システム構築		平成28年度取組計画		システム構築に向けた仕様検討に取り組む。	
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 【公営競技事業】 (事業課)	①売上の向上(電話投票)	・H27からH30の4年間で、310,000千円の一般会計繰出金を確保	電話投票売上向上策を実施する。	一般戦の一日当たり電話投票売上実績 平成27年度 37,746,724円/日(年間 対前年 7.1%増) 平成26年度 35,243,569円/日(年間)	引き続き、首都圏をはじめとする他地区のスポーツ紙においてびわこポートレースの出走表を掲載するとともに、全国の電話投票会員に対し魅力的な電話投票キャンペーンを実施する。	74

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	②効率的な開催運営（専用外向発売所の整備） ③施設整備基金への積立 ④安全で快適な施設管理 ⑤地方公営企業法の適用		平成28年10月の外向発売所開設に向けて準備を行う。 今年度の収益状況を考慮の上、基金積立を行う。 ・新スタンドおよび競技用設備等の維持管理については、その必要性に応じて計画的、効率的に対応する。	・外向発売所の整備内容について検討し実施設計を完了した。 ・効率的な開催運営となるように外向発売所整備後の発売体制の詳細を決定した。 200,809,917円の基金積立を実施した。 ・維持管理については、緊急度、老朽度等に応じて優先順位をつけ計画的に実施した。 ・主な修繕箇所：空調、トイレ、指定席等	・平成28年10月の外向発売所の開設に向けて工事を完了し開設後は、効率的な開催運営を行う。 収益状況を考慮の上、基金積立を行う。 ・維持管理については、緊急度、老朽度等に応じて優先順位をつけ計画的に実施する。	
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【工業用水道事業・水道用水供給事業】 （企業庁総務課）	①計画的な事業運営と進行管理 ・アセットマネジメント計画の策定 H27 ・耐震対策事業の実施 H29 吉川浄水場新設(耐震) 工事着工 (H32完了) ②適切な維持管理と効果的な施設整備の推進 ・水道用水管路耐震化率 H26 31.3% → H30 35.0% (ア)適切な維持管理の推進 (イ)効率的・効果的な施設整備の推進 ③経営基盤の強化	アセットマネジメント計画(H28～H67)を策定し、当該計画に整合した次期経営計画(H28～H32)を策定する。 (ア)システム(管路管理、設備保全)を活用し、計画的な予防保全工事(長寿命化)を実施 (イ)アセットマネジメント計画策定 経費削減、合理化等の取組を実施。受水市町との料金改定協議。	企業庁経営戦略会議で目標等の達成状況を評価し、今後に向けた対応策等を検討した。 「企業庁アセットマネジメント計画」(平成28年度～平成67年度)および「企業庁経営計画」(平成28年度～平成32年度)を策定した。 (ア)システムを日常の維持管理に活用すると共に、情報を正確に把握することで効率的な予防保全工事を実施している。 (イ)管路の使用年限、設備の長寿命化を考慮した「企業庁アセットマネジメント計画」策定および吉川浄水場耐震対策実施に向け基本設計を進めた。また、過年度から継続実施している管路整備工事を実施した。	経営計画で設定した具体的な施策を着実に推進するため、経営評価制度を取り入れた経営管理システム(PDCAサイクル)による進行管理を行う。計画の進捗状況、評価結果はホームページ等で公表する。 (ア)システムデータの保守を行い、活用することで、適切な維持管理を継続して実施する。 (イ)アセットマネジメント計画に基づいて、管路更新、耐震対策に着手する。また、設備更新や施設整備を実施し安定給水の確保、給水水質の向上を図る。 ・動力費の削減を図るため、日野第1加圧ポンプ場で、一般社団法人 低炭素社会創出促進協会の補助金を受け、インラインポンプ化工事を実施した。 ・水道用水供給事業では、料金改定を行い、平成28年4月から、3地区の料金単価を統一する。 ・工業用水道事業では、平成28年4月より、需要拡大のための優遇制度の運用を開始することとした。	平成30年度からの地方公営企業法の適用を1年前倒しし、平成29年度からの適用とするため、資産調査や例規の整備等につき、業務を計画的に進める。 経営計画で設定した具体的な施策を着実に推進するため、経営評価制度を取り入れた経営管理システム(PDCAサイクル)による進行管理を行う。計画の進捗状況、評価結果はホームページ等で公表する。 (ア)システムデータの保守を行い、活用することで、適切な維持管理を継続して実施する。 (イ)アセットマネジメント計画に基づいて、管路更新、耐震対策に着手する。また、設備更新や施設整備を実施し安定給水の確保、給水水質の向上を図る。 ・受水市町や受水企業と連携しながら、経営効率化等に向けて更に取り組む。 ・水道用水供給事業では、受水市町と一緒に広域化の勉強会を開催する。 ・工業用水道事業では、新制度を活用し、需要拡大のための営業活動を強化する。	76
⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大【病院事業】 （病院事業庁経営管理課）	①第3次中期計画に基づく取組の推進 (ア)高度医療・全県型医療等を推進するための病院機能の強化 (イ)安定的な経営基盤の強化 ②県立病院のあり方検討および第4次中期計画の策定・取組の推進	・第3次県立病院中期計画目標の達成 ・第4次県立病院中期計画の策定(H28)および計画目標の達成	見直し後の第3次中期計画に基づく取組の推進 県立病院のあり方検討	・バランススコアカード(BSC)の手法を用いて、中期計画に掲げた目標の達成に取り組んだ。 ・第3次県立病院中期計画に基づくH26年度の取り組み実績について、自己評価を行ったうえで、H27.8月に経営協議会で外部評価を受けた。また、H27年度上半期の取り組み実績について、H27.11月の経営協議会に報告した。 ・医療機能の検討、経営形態の検討に関する論点整理を行った。	・バランススコアカード(BSC)の手法を用いて、引き続き中期計画に掲げた目標の達成に取り組む。 ・平成27年度の取組結果について、自己評価を行ったうえで、8月頃に開催予定の経営協議会において外部委員による評価を受ける予定。 ・医療機能、経営形態に関して、検討を行い、それを反映した第4次中期計画(新公立病院改革プラン)を、平成28年度中に策定する。	78

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
(3) 公共施設等マネジメント						
①建築物におけるファシリティマネジメントの推進 (行政経営企画室)	①施設総量の適正化	・施設評価の実施による施設総量の適正化	施設評価の結果を整理し、公表する。	・インフラ、公営企業関係施設を除く建築物全494施設(1,466,940㎡)について施設評価結果を整理し、公表した。	・引き続き、施設評価結果の着実な実施に努めるとともに、運営改善目標の達成に向けた取組を実施する。	80
	②施設の長寿命化	・長寿命化対象施設における「長期保全計画」策定率 H26 0% → H29 100% ・「更新計画」の策定 H27	・長期保全計画の調整、策定支援 ・施設点検マニュアルによる点検の実施	・第1次、第2次長寿命化対象施設(22施設分)の長期保全計画を平成27年11月に策定した。 ・点検マニュアルによる点検結果を分析し、特に不具合の放置により利用者への危害や重大な影響を及ぼすおそれがありかつ不具合の指摘の多い内容についてとりまとめた。	・第3次施設は、11月下旬までに計画策定予定。 第4次施設は、5月から施設点検調査を実施予定。 ・点検マニュアルによる点検結果を取りまとめ、施設の維持管理に有用な情報の収集、発信を実施予定。	
	③施設の計画的な更新		「更新計画(名称:更新・改修方針)の策定」	・長寿命化対策を講じない施設を対象に、今後10年間の更新・改修事業の考え方や対象施設を取りまとめた「滋賀県県有施設更新・改修方針」を平成28年3月に策定した。	・方針に基づく取組の進捗状況を把握しながら、着実な推進を図る。	
②インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進 (下水道課、森林保全課、耕地課、農村振興課、道路課、砂防課、都市計画課、住宅課、流域政策局、企業庁総務課)	①道路施設 ・橋梁の長寿命化(15m以上) ・橋梁の長寿命化(2~15m) ・舗装の維持管理 ・トンネル等の主要構造物の維持管理	・個別施設計画の策定 H25 9計画 → H30 34計画	2~15mの橋梁のうち、桁形式の橋梁について長寿命化修繕計画を策定する。	2~15mの橋梁のうち、桁形式の橋梁について長寿命化修繕計画を策定した。	・2~15mの橋梁のうち、ボックスカルバート形式の橋梁について長寿命化修繕計画を策定する。 ・15m以上の橋梁を対象とした長寿命化修繕計画の見直しを行う。	82
	②砂防関係施設 ・長寿命化計画の策定等		長寿命化計画の策定に先立ち、当該施設を管理する土木事務所(砂防関係施設の管理者)が、計画を策定・運用するための基本的な考え方や手順等を示す「長寿命化計画策定マニュアル(案)」を作成する。	業務委託を発注し、マニュアル(案)を作成した。	今後、土木事務所毎に、マニュアル(案)をもとに長寿命化計画を平成30年度までに策定する予定。	
	③公園施設 ・長寿命化計画に基づく対策の実施		平成27年度は長寿命化計画に関しては奥びわ湖スポーツの森の長寿命化計画の見直しを行う。施設の修繕や改築については、湖岸緑地長浜南浜地区で四阿2基、湖岸緑地薩摩宇曾川地区パーゴラ1基の改築を行う。	奥びわ湖スポーツの森の長寿命化計画については3月末に策定完了。湖岸緑地長浜南浜地区の四阿2基の改築工事完了。湖岸緑地薩摩宇曾川地区パーゴラ1基の改築工事については基礎地盤不良により工法の検討に日時を要したため、工期延長を行った。工事完了はH28年5月末を予定。	毎年度、長寿命化計画に基づき施設の修繕や改築を進めていく。長寿命化計画の見直しについては、5年おきに見直しを行う予定。この時点で過去5年間の問題点等を検証し次回計画に反映させ作業を行う。次回は平成30年度に見直し作業を行う予定である。	
	④県営住宅 ・施設の計画的な建替、維持管理等		・県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づく事業 ・県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画の見直し	県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づく事業 ・大森団地第1期建替事業 H27.8 工事請負契約締結 ・殿町団地EV設置事業 H28.2 事業完了 ・沖野原・小平井団地電気設備改修事業 H28.3 事業完了 県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画の見直し ・H28.3長寿命化計画の見直し完了	・滋賀県営住宅長寿命化計画に基づき、県営住宅の建替事業およびストック改善事業を進める。	
	⑤河川管理施設 ・長寿命化計画の策定等		河川管理施設の現状調査を行い、長寿命化計画策定にあたっての基本方針を策定する。	施設の現状調査を行い、施設の健全度の把握ができた。 ・平成28年3月に長寿命化計画基本方針が策定できた。	今年度に策定した基本方針に基づき、平成28年度末までに長寿命化計画を策定する。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	⑥港湾施設 ・維持管理計画の策定等		各港湾における施設の資料収集や状況調査および評価を行う。	各港湾における資料の収集、発注準備を行うと共に、直営による状況調査にて劣化状況の激しい箇所の評価を行い侵入禁止措置を行った。	施設の評価を行うために委託業務を発注するとともに維持管理計画の見直しに向けて準備を進めて行く。	
	⑦ダム施設 ・長寿命化計画の策定等		・余呉湖ダム、青土ダム長寿命化計画策定、滋賀県治水ダム長寿命化計画策定。 ・日野川ダム、宇曾川ダムの改修・更新	・長寿命化計画策定業務委託を7月に契約し、余呉湖ダム、青土ダムの個別計画の策定ができた。また、過年度に策定した個別計画と連携した治水6ダムの全体計画である滋賀県治水ダム長寿命計画も策定できた。 ・日野川ダム、宇曾川ダムの設備改修を実施し、また工事詳細設計の発注することができた。	今年度策定した滋賀県治水ダム長寿命化計画に基づき、維持修繕・改良更新を行い、施設の管理を進めていく。計画の見直しについては、ダムの定期検査(3年毎)の結果等を踏まえ見直しを行っていく。	
	⑧農業水利施設等 ・農業水利施設の長寿命化 ・農業用ダムおよびため池、農道橋の補修・補強等 ・地すべり防止対策		農業水利施設:中長期計画に基づき着実に保全更新対策を実施するとともに、「公共施設等総合管理計画」に位置付ける。 農業用ダムおよび農道橋:点検調査の実施および調査結果等に基づく適時適切な対策を実施する。 ため池:ため池一斉点検の結果について市町へ周知。改修の必要なため池についての計画策定、詳細調査設計の実施、ソフト対策としてため池の耐震調査とハザードマップの作成を支援する。 地すべり:地すべり防止区域において、観測を行い、対策工事が必要と判断される箇所において、適切な地すべり防止対策工事を実施する。	農業水利施設:中長期計画に基づく保全更新対策 19地区、庁内連携して「公共施設等総合管理計画」を策定 農道橋:施設管理者と早期の対策実施に向けた協議調整を実施 ため池:改修が必要なため池の計画策定 1箇所、詳細設計 1箇所、耐震調査・ハザードマップ作成支援 4市町で実施した。 地すべり:傾斜計26カ所、水位計7カ所について地すべりの変状を把握するため観測を継続実施した。 地すべりの兆候がある区域の詳細調査設計 2箇所、対策工事 3箇所を実施した。	農業水利施設:中長期計画に基づく保全更新対策の着実な実施 農業用ダム:農業用ダム補強に係る設計および対策工事の実施 農道橋:施設管理者と早期の対策実施に向けた協議調整を実施し、対策工事の実施 ため池:改修が必要なため池の計画策定および対策工事の実施、耐震調査・ハザードマップ作成を支援していく。 地すべり:地すべりの変状を把握するため観測の継続。 地すべりの兆候がある区域の詳細調査設計および対策工事を実施していく。	
	⑨流域下水道施設 ・中長期再構築計画の見直し等		点検・調査等により得た維持管理ノウハウや施設の総量及び類型等に関する情報の再構築計画への反映のため、ガイドラインの改訂を行う。	これまでに策定した短期再構築計画(長寿命化計画)や、維持管理ノウハウを整理し反映させる形で、ガイドラインを改訂した。	改訂したガイドラインに沿って短期再構築計画を策定し、施設の改築更新を進める。	
	⑩治山施設 ・長寿命化計画の策定等		「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成するとともに、事務所を通じて市町に対して行動計画の策定指導を行う。	「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成した。 また、市町への策定指導によりH27年度末で7市において作成された。	上記の行動計画を参考に事務所が中心となって未策定の市町に対して引き続き作成指導を行う。 また、策定済みの市町の計画で治山事業が記載されていないところは追記するように指導を行う。	
	⑪林道施設 ・長寿命化計画の策定等		「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成するとともに、事務所を通じて市町・森林組合に対して行動計画の策定指導を行う。	「滋賀県治山林道施設長寿命化行動計画」を作成した。 また、市町や森林組合等への策定指導によりH27年度末で7市町と4森林組合等において作成された。	上記の行動計画を参考に事務所が中心となって計画未策定の市町・森林組合等に対して継続して作成指導を行う。	
	⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設 ・アセットマネジメント計画の策定等		アセットマネジメント計画策定	管路の使用年限、設備の長寿命化を考慮した「企業庁アセットマネジメント計画」を策定した。	アセットマネジメント計画に基づいて、管路更新、耐震対策に着手し、安定給水に必要な施設更新等を計画的に実施する。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
③「公共施設等総合管理計画」の策定および推進 (行政経営企画室)	①公共施設等総合管理計画の策定 ②個別施設計画の策定	・公共施設等総合管理計画の策定 H27 ・個別施設計画の策定 H25 9計画 → H30 34計画 施設分野ごとの個別施設計画の策定状況把握等	公共施設等総合管理計画(名称:公共施設等マネジメント基本方針)の策定	・すべての県有施設を対象に、中長期的かつ総合的な観点から基本的な方針を定めた「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」を平成28年3月に策定した。 ・国から示される個別施設計画策定のためのマニュアルや手引き等の情報収集を行い、それらの情報を関係所属と共有した。 ・策定済みの5計画(治水ダム:余呉湖長寿命化計画、青土ダム長寿命化計画、治山林道施設長寿命化行動計画(治山施設と林道施設の2計画を一本化)、上水道施設:企業庁アセットマネジメント計画)	・基本方針に基づく取組状況の進行管理や公共施設等マネジメントの全庁的な推進体制の検討・構築を行う。 ・引き続き、情報収集・検討等を行う。 ・策定された計画の状況について、ホームページへの掲載等を通じて進行管理を行う。 <平成28年度策定予定の計画> ・橋梁(15m未満) ・河川管理施設長寿命化計画	90
(4) 財務マネジメント						
①県税収入の安定確保等 (財政課、税政課、商工政策課)	①県税収入の増収に向けた滋賀発の産業・雇用の創造 ②県税の収入未済額の縮減 ③税外未収金対策の推進	・成長産業、地域の魅力創造産業、地域密着産業の振興による地域経済の活性化、雇用の維持・拡大 ・県税収入未済額(徴収猶予額を除く) H23末 40.1億円 → H28まで毎年度1.2億円以上の縮減 H29からの新たな数値目標の設定 ・税外未収金対策 「税外未収金の共同管理」による未収金回収の推進	ビジョンに基づく施策の推進 県税滞納額について前年度滞納額から1.2億円以上の縮減 市町とのさらなる連携強化、滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施 通年で税外未収金の共同管理として法的措置を前提とした回収や分納管理を実施し、上半期には新任未収金担当者向けの研修等を行う。	5つの切り口からのイノベーションの創出を図るため、県内中小企業の取組を支援(9件)するとともに、しがニュービジネスプランコンテストの実施やインキュベーション施設の入居者等への販路開拓支援(14件)等により創業や新事業の促進を図るなど、国の地方創生先行型交付金等も有効に活用しながら、取組を進めた。 また、「Made in SHIGA」企業立地助成金等を活用し、戦略的な企業誘致活動に取り組み、当該助成金を活用した案件として、設備投資額30億円以上の本社工場、マザー工場の新・増設3件の立地につながった。 ・県税滞納額の縮減 △1.2億円(見込み) ・市町と連携した取組 直接徴収や短期派遣等を実施 高島地域および湖東地域における県と市町の徴収業務を共同実施 ・滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施 ・税外未収金の共同管理の実施(H28.3.31現在) 対象事業・金額 349件 100,481,705円 収納金額 49,768,392円 (うち平成27年度回収金額 13,571,513円) ・H27.4.21 新任者研修会(講義、ロールプレイング等) ・H27.7.17 税外未収金対策推進会議(税外未収金の決算状況、税外未収金対策の説明等)	引き続き、中核的支援機関である滋賀県産業支援プラザをはじめ、国や市町、関係団体等と連携し、県内企業の事業段階に応じたきめ細かな支援に努めることなどにより、本県経済の活性化と雇用の維持・拡大を図る。 直接徴収や短期派遣・徴収業務の共同実施など市町と連携した取組を実施する。 滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分を実施する。 引き続き関係部局と連携し、税外未収金の共同管理として法的措置を前提とした回収や分納管理を実施する。	91
②歳入確保対策の積極的な推進 (企画調整課、行政経営企画室、財政課)	①未利用国有地の処分の推進 ②自動販売機設置に係る公募制 ③広告事業の展開	・ネーミングライツ新規契約数 毎年度 1件以上 ・マザーレイク滋賀応援寄附者数 H26(見込) 85人/年 → H30 110人/年	年2回を目標として未利用国有地を売却するための一般競争入札を実施します。 継続実施 対象媒体の拡大の検討	・6件の未利用国有地を売却するための一般競争入札を行い、2件(約1億3千万円)が落札された。 ※平成27年度 未利用地の処分 12件 約11億6千万円(随意契約等含む) ・既に、県施設の飲料用自動販売機は原則として公募で設置業者を選定することとしており、その設置期限はすべて平成27年度末となっている。(平成27年度納付金額=約7,620万円) ・そのため、平成30年度末を期限とする新たな設置業者を選定するための公募を全庁的に実施した。 ・対象媒体の拡大に向けて、4月から滋賀県共通事務端末広告掲載事業において、複数の月数の申込みをした場合に割引制度を導入したほか、6月に滋賀県の美味しい「食」のポータルサイト「滋賀の美味しいコレクション」のトップページにバナー広告枠を設けるなどの取組を実施	引き続き、未利用国有地を売却するため、物件の選定・境界の確定・登記の補正等の準備および一般競争入札を実施する。 ・平成30年度末にすべての飲料用自動販売機が設置期限を迎えるため、引き続き原則として全ての県施設において設置業者を選定するための公募を実施する。 ・平成30年度末までに新たに飲料用自動販売機を設置する場合には、原則として事業者を選定するための公募を実施する。 引き続き、予算編成通知等を通して、歳入確保の積極的な取組について各部局へ徹底するほか、平成27年度に創設された歳入確保対策プロジェクトチームの活動を通して効果的なPRIに努める。	93

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
	<p>④ネーミングライツ売却の推進</p> <p>⑤マザーレイク滋賀応援寄附の促進</p> <p>(寄附環境の整備)</p> <p>(積極的なPR活動)</p> <p>(寄附者に対する送付品の検討)</p>		<p>①「提案型募集制度」の新設</p> <p>②営業活動の実施により、新規契約を目指す</p> <p>積極的なPR活動を通じ新規寄附者を獲得するとともに、継続した寄附者を増やす。</p> <p>また、寄附者への返礼品について県内産業の振興・県の魅力発信など幅広い観点から検討を進める。</p>	<p>・4月当初から17施設の随時募集を継続し、9月以降は募集対象施設の拡大やパートナー特典の強化、提案型募集制度の導入を図った。また、経済団体(8団体)に対し制度の周知を依頼するとともに、個別に企業・団体(10社)を訪問し、具体の提案を行うなど取組強化を図った。</p> <p>・こうした取組等の結果、1施設(長浜ドーム)において新規契約を締結した。</p> <p>広報用のパンフレットを更新するとともにイベント等の実施に合わせて制度の周知に努めた。また、県の魅力発信等の観点から返礼品の検討を行った。さらに、寄附金贈呈式について資料提供したほか、県ブログ(びわこブログ)・県政eしんぶんに掲載することで広報を実施した。</p> <p>○寄附申込状況(3月末時点)</p> <p>・H27年度 件数:101 金額 17,775,796円</p> <p>・H26年度 件数:92 金額 16,513,965円</p>	<p>・指定管理者更新施設を中心に、ネーミングライツ対象施設の拡充を図る</p> <p>・庁内連携のもと継続的な企業訪問等による営業活動を実施する。</p> <p>寄附金充当事業や包括連携協定先と連携した広報活動、また、ホームページ等の広報ツールの活用に加え、新たに近江米(300グラム)を送付することで、新規寄附者、継続寄附者の増加を図る。</p>	
<p>③受益者負担の適正化</p> <p>(財政課)</p>	<p>適正な料金設定</p>	<p>・適切な料金設定の維持</p>	<p>社会経済情勢等の変化を踏まえ、料金を見直す。</p>	<p>・各定例会議において、新たな手数料の設定など必要な改正を行った。</p> <p>・なお、使用料・手数料の定期的な見直しについては、平成26年4月に社会経済情勢の変化や消費税率の改正を踏まえ見直ししたところであり、今年度の見直しは行っていない。</p>	<p>・新たな役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、随時条例の改正を行う。</p>	95
<p>④地方税財源の充実強化に向けた国への要請</p> <p>(財政課、税政課、行政経営企画室)</p>	<p>地方税財源の充実強化に向けた国への要請</p>	<p>・地方税財源の充実強化に向けた提案・要請事項の実現</p>	<p>あらゆる機会をとらえ、国への要請を実施する。</p>	<p>・6月および11月の政策提案において、地方交付税の総額確保や、公共施設等の長寿命化対策に係る地方財政措置の充実および地方税制度の見直しについて国に要請を行った。</p> <p>・9月に全国知事会を通して、地方交付税の総額確保等に向け、国に対し働きかけを行ったほか、近畿府県と連携し、地方交付税の総額確保や機能充実などについて、意見の申出を行った。</p> <p>・全国知事会において7月に「地方税財源の確保・充実等に関する提言」、11月に「平成28年度税財政等に関する提案」がとりまとめられた。</p>	<p>・「施策・予算に関する提案・要望」をはじめとして、引き続きあらゆる機会を捉えて、国に要請を行う。</p>	96
<p>⑤スクラップ・アンド・ビルドの徹底</p> <p>(財政課)</p>	<p>①前年度予算額を基礎とした予算要求枠の設定</p> <p>②重要課題への財源の重点的配分</p> <p>③予算編成過程を通じた事業の精査</p>	<p>・財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持</p>	<p>予算編成過程において実施する。</p> <p>予算編成過程において実施する。</p> <p>予算編成過程において実施する。</p>	<p>平成28年度当初予算編成にあたっては、予算編成要領において前年度当初予算額を基礎として、次年度における特殊事情などを調整し、各部署に対して予算要求枠の配分を行った。各部署においては、この予算枠の範囲内で「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」を通じ、予算見積が行われた。</p> <p>政策課題協議の結果を踏まえ、基本構想およびこれを推進するためのエンジンとして位置づける「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に沿った施策を積極的に展開するため、各部署に対して「重点化特別枠」の配分を行った。</p> <p>平成28年度当初予算編成の過程において、見積もられた各事業について、その必要性や緊急度などについて、十分検討を行い、予算計上にあたっては、内容・金額について、厳しく精査を行った。</p>	<p>平成29年度当初予算編成に向けて、今後の財政状況などを踏まえ、適切な予算要求枠の配分を行うことができるよう検討を進める。</p> <p>平成29年度当初予算編成に向けて、より一層「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」を図るため、これまで設定してきた「重点化特別枠」の取扱について、見直しを行う。</p> <p>平成29年度予算編成過程においても、引き続き、必要性や緊急度、優先順位などを見極めるとともに、事業内容・規模についても厳しく精査を行う。</p>	97

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
⑥「選択と集中」による 投資的経費の重点化 (財政課)	投資的経費の重点化	・臨時財政対策債を除く県債残高 H26末見込 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減	予算編成等を通して実施	平成28年度当初予算における公共事業については、現場の状況や危険度等から効果が早期に発揮できる事業に重点化するなど、事業の優先度・緊急度を見極め、予算を計上した。 また、国体・全国障害者スポーツ大会開催に向けた施設整備が必要な県立体育館については、基本計画および民生活調査に係る経費を計上した。 公共施設等の老朽化対策については、滋賀県公共施設等マネジメント基本方針を策定した。施設の長寿命化、計画的な更新・改修計画により、平成28年度から計画的に取り組んでいく。	予算編成等を通して「選択と集中」による投資的経費の重点化に引き続き取り組む。	99
	⑦人件費の抑制 (人事課)	①適正な定員管理 ②適正な給与管理	・ラスパイレ指数 H26 100.7 → H30 100.0以内	毎年度検討し、実施する。 係制への移行に併せて行われる昇任管理の適正化、職制の見直しを踏まえ、昇給・昇格基準の見直しを行います。	平成28年度の知事部局職員定数は、スポーツ行政を教育委員会から移管するため、11人の増員を行った。この移管分を除くと、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた準備業務への対応や大津・高島子ども家庭相談センターの機能強化などにより増員したが、事務事業の見直しなどにより減員し、職員定数の増減は無しとした。 昇格基準の見直しを行った。	
⑧効率的な予算執行の徹底 (財政課、管理課)	①電力の調達コストの抑制	・財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持	電力調達における入札導入に係る調査・検討・調整、段階的な実施	・全県有施設の電力設備および使用量等の調査を5月から7月にかけて実施した。 ・新電力会社や関西電力への聞き取り実施の後、電力調達に係る各施設のグルーピング等の入札仕様の検討を行い、仕様書案、契約書案としてまとめた。 ・入札参加資格については、環境配慮契約法を考慮したものとした。	・仕様書の内容について、各所属へ確認依頼を行う。 ・適正な入札事務の実施。 ・事業者決定後、対象となる所属への説明会を実施する。 ・入札実施後の振り返りおよび次年度の仕様の検討を行う。	101
	②資金調達コストの抑制		資金調達コストの抑制に係る検討・調整	・資金調達に係る職員の能力向上 研修受講：4月地方公共団体金融機構研修参加、6月同機構による出前講座の活用 ・現行調達方法の分析、対応策の検討 4月～9月 先進事例等の情報収集・比較分析 1月～ 日銀マイナスイ金利導入による影響等の情報収集、分析、今後の対応の検討	現在の低金利の状況を踏まえ、県債の借入年限の多様化の検討を進める。	
	③その他の取組		継続実施	全庁あげて、徹底した経費節減等に取り組んだところで、例えば、昼の休憩時間の室内照明の消灯および日中の窓側消灯や離席時のパソコンのフタ閉じなどを全庁で実施した。また、公共事業等の執行について、上半期の発注率75%以上を目標に前倒し執行に取り組んだ結果、上半期の発注率は78.8%となり、目標を達成することができた。	継続して取り組む。	

取組項目（担当課(室)）	具体的な取組内容	目 標	平成27年度の計画	平成27年度の進捗状況	平成28年度以降の取組計画	頁*
⑨財政運営上の数値目標の設定 （財政課）	①財源調整的な基金の残高確保 ・財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 H26末見込 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減 ②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減	・財源調整的な基金(財政調整基金・県債管理基金)の残高 H26末見込 313億円 → 毎年度150億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 H26末見込 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減	予算編成過程および予算執行過程で実施する 予算編成過程および予算執行過程において実施する。	平成28年度当初予算編成においては、一般財源総額の減少が見込まれる中、社会保障関係費などの歳出増に対応するため、財源調整的な基金について、大幅な取崩を行ったが、平成27年度2月補正予算において、歳入の上振れや歳出不用などにより発生した余剰財源を活用することにより、平成27年度末において、目標である基金残高150億円を維持することができた。 「効率的な予算執行の徹底」などに取り組んだことにより、平成27年度末における臨時財政対策債を除く県債残高については、前年度から87億円程度縮減できる見通しとなった。	財源調整的な基金残高が減少傾向にある中、平成29年度当初予算編成に向けて、より一層歳出抑制に向けた取組を進めるとともに、予算執行通知などを通して、全庁的に効率的な予算執行を徹底させることにより、基金残高の確保に努める。 引き続き、目標達成に向け、事業実施段階における精査などを通して、県債の発行抑制に努めるとともに、平成29年度予算編成に向けて、「選択と集中による投資的経費の重点化」などにより県債の新規発行を抑制できるよう取組を進める。	103
進行管理 （行政経営企画室）	①取組の進捗状況の把握 ②行政経営改革委員会における評価・検討 ③県民への情報提供および対話の充実	・実施計画に掲げる取組項目ごとの目標の達成状況 H30末 100%	取組の初年度である平成27年度の上 半期および通年の進捗を把握する。 行政経営改革委員会に、上半期および通年の進捗を報告する。 ・同委員会に部会を設置し、設定したテーマについて検討する。 ホームページや広報誌等の様々な媒体を通じて、取組の進捗状況や行政経営全般について分かりやすく情報発信する。	・10月 上半期の進捗状況をとりとめ、行政経営改革委員会に報告するとともに、委員会での審議内容について県HPに掲載した。 ・3月 通年の進捗状況を調査した。 ・7月、9月 行政経営改革委員会に、公共施設等マネジメント部会を設置し、「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」骨子案および原案について検討した。 ・10月 行政経営改革委員会に、滋賀県行政経営方針実施計画の上半期の進捗状況、および部会での検討内容を報告した。 ・広報誌「滋賀プラスワン」5・6月号で、基本構想の制定についての記事とあわせて、「滋賀県行政経営方針～対話と共感、協働で築く県民主役の県政の実現～」について掲載した。 ・上半期の進捗状況について行政経営改革委員会に報告し、審議内容を県HPに掲載した。	・毎年度の進捗状況をとりとめて行政経営改革委員会に報告するとともに、公表する。 ・行政経営方針実施計画について、毎年度の進捗状況を、行政経営改革委員会に報告する。 ・主要テーマについての部会を設置して、課題の分析や効果的な手法の検討を行う。 ・毎年度の進捗状況をとりとめホームページに掲載するなどして公表する。 ・県民の声を今後の取組に反映させるため、県民との対話の方策を検討する。	105